

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

施策評価



滋賀県 農政水産部 農村振興課
【令和3年2月】

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の施策評価

施策評価の目的

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（以下、本対策という）の推進にあたっては、地域の共同活動が、「農業農村の有する多面的機能の維持・発揮」や「担い手への農地集積という構造改革の後押し」といった本対策の趣旨の実現に向けどれだけ貢献しているのか効果の評価や課題の検証を行い、その結果を今後の施策の効果的な推進に活かすとともに、広く情報発信することにより本対策への県民の理解促進を図る。

I 本対策の経緯

- 平成 19 年度 農地・水・環境保全向上対策（県：世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策）開始
◇農地・農業用水利施設等の地域資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組（1 階）と、環境保全に向けた先進的な営農活動（県の環境こだわり農業）（2 階）を総合的に支援
- 平成 23 年度 農地・水保全管理支払に変更
◇環境保全型農業直接支払（本県の環境こだわり農業）を切り離し
- 平成 26 年度 日本型直接支払制度が創設
◇多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金の創設
- 平成 26 年 6 月 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」制定
- 平成 27 年度 同法律に基づく事業として実施

II 本交付金の施策評価の考え方

1. 本対策の目的

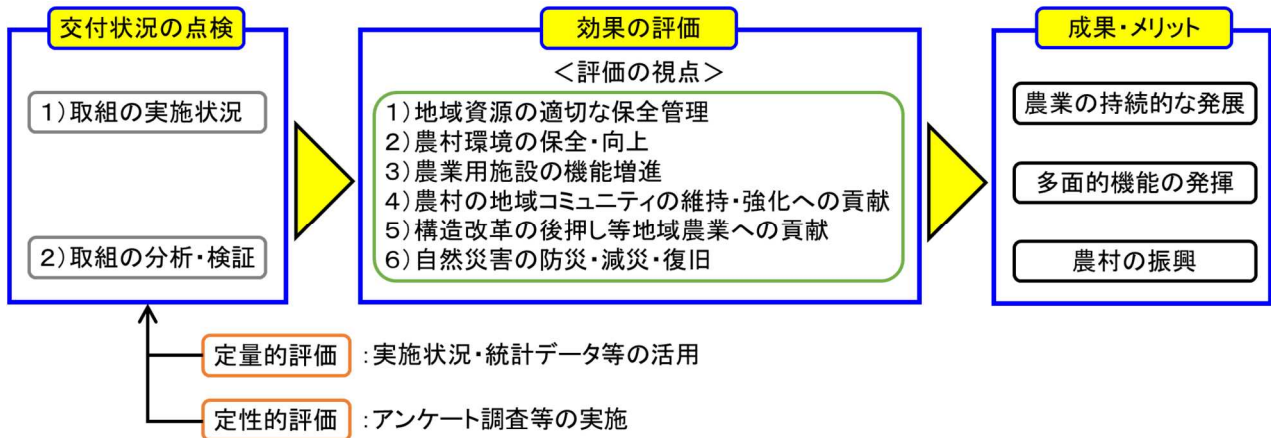
- 農家の減少や高齢化等により、豊かな農村の恵みを維持することが難しくなる中、地域の共同活動による農地・水路などの保全管理や水質・生態系保全活動への支援を行い、「農業農村の有する多面的機能の維持・発揮」と「担い手農家への農地集積など構造改革の後押し」することを目的としている。

2. 施策評価の考え方

- 施策の評価にあたっては、実施状況・統計データ等による定量的評価とアンケート※調査等による定性的評価を組み合わせ、交付状況の点検と本対策の効果の評価を実施した。
- 効果の評価にあたっては、「農業農村の有する多面的機能の維持・発揮」と「担い手農家への農地集積など構造改革の後押し」のアウトカムとして①地域資源の適切な保全管理、②農村環境の保全・向上、③農業用施設の機能増進、④農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献、⑤構造改革の後押し等地域農業への貢献、⑥地域防災・減災力の向上の6つの効果について評価を行った。

※アンケートは、令和元年度の活動組織 555 組織の中から 250 組織（約 50%）を無作為に抽出して実施。191 組織から回答を得た。

施策評価のフロー



Ⅲ. 本対策のしくみ

○本対策は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金で構成され、農地維持支払交付金（以下、農地維持支払という。）は、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動および地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援するものである。

○資源向上支払交付金は、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全を図るため「標準型」、「環境保全型」、「防災減災型」および「生態系保全型」から地域の実情に応じていずれかを選択し、地域資源の質的向上を図る共同活動（以下、「資源向上支払（共同活動）」という。）ならびに老朽化が進む農業用の用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動（以下、「資源向上支払（長寿命化）」という。）を支援するものである。

Ⅳ. 交付状況の点検

【令和元年度の実施状況】

1. 農地維持支払

（概要）

- 県内 19 市町において、555 組織が県内農用地の約 7 割にあたる 35,746ha の農用地で地域の共同活動による保全管理活動を実施されている。交付対象農用地面積は、本対策創設以前と比較すると約 1.1 倍に増加している。
- 中山間直接支払交付金は、県内の 1,744ha の農用地で取り組まれ、そのうち 1,387ha の農用地で本対策の農地維持支払に取り組まれている。

○県内 19 市町において、555 組織が 35,746ha の農用地で、8,215km の水路、4,115km の農道、594 箇所のため池を対象に、地域ぐるみで保全管理活動を実施されている。活動組織当たりの平均認定農用地面積は 64.4ha（R2.3 月末）である。【図表-1～4】

○本対策の創設（H19）時点と比較すると、交付対象農用地面積は約 1.1 倍に増加するとともに、カバー率※は約 70%と全国（R2.3 月末 全国平均カバー率約 55%）トップクラスの取組となっており、その地目の内訳は、田 96.8%、畑 3.1%、草地 0.1%と水田の比率が非常に

高い。 ※農用地面積に対する認定農用地面積の比率

○中山間地域等直接支払交付金は1,744haの農用地で取り組まれ、そのうち1,387haの農用地で本対策の農地維持支払に取り組まれている。【図表-5】

《参考》農地維持支払活動の例



施設の点検



水路の泥上げ

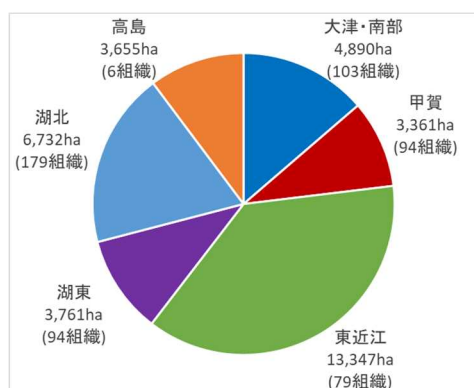


農地法面の草刈り

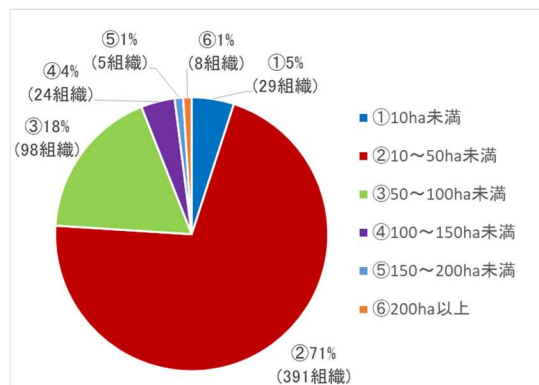
【図表-1】市町村数・対象組織数・交付対象農用地面積（農地維持支払交付金）の推移

	H19 ①	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 ②	参考:対H19 ②/①
市町村数	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	
対象組織	771	790	792	791	791	742	749	824	847	864	718	728	555	
うち広域活動組織	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	7	8	11	
交付対象農用地面積 (ha)	32,380	32,928	33,050	33,036	33,012	32,787	33,062	35,276	35,760	36,035	36,104	36,633	35,746	1.10倍

【図表-2】管内別の交付対象農用地（農地維持支払交付金）および組織数



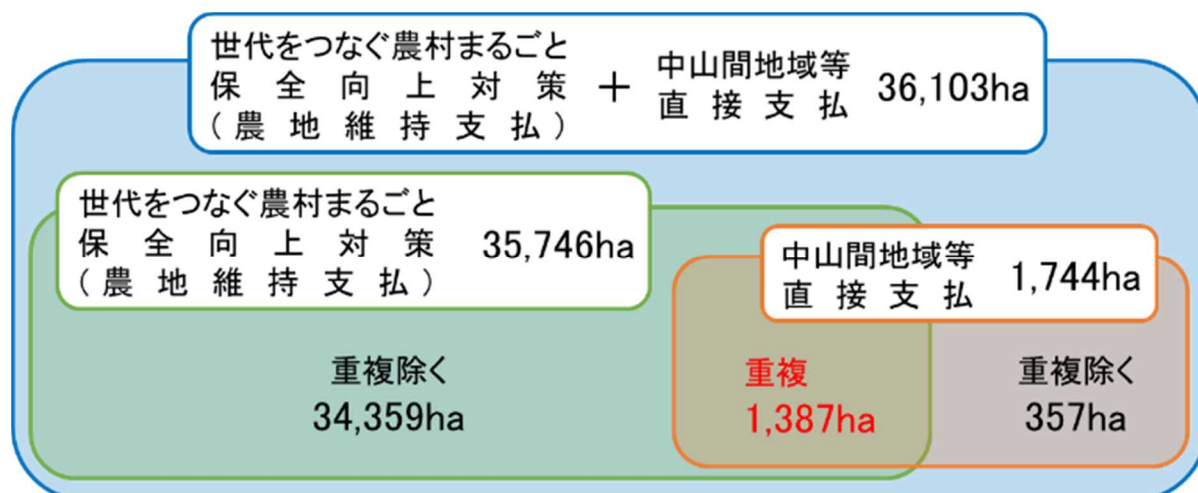
【図表-3】対象組織の交付対象農用地面積の規模



【図表-4】農地維持支払の対象施設

施設	延長
水路(km)	8,215
農道(km)	4,115
ため池(箇所)	594

【図表-5】 本交付金（農地維持支払）と中山間地域等直接支払との重複関係



2. 資源向上支払(共同活動)

(概要)

- 県内 19 市町において、493 組織が 34,032ha の農用地で、水質保全や生態系保全など地域資源の質的向上を図る共同活動を実施されている。
- 「農村環境保全活動」では「水質モニタリングの実施・記録管理」が最も多く取り組まれ、次いで「生物の生息状況の把握」に多く取り組まれている。

○県内 19 市町において、493 組織が 34,032ha の農用地で、地域資源の質的向上を図る共同活動を実施されている。

○琵琶湖を有する本県では、資源向上支払に取り組む場合、「生態系保全活動」と「水質保全活動」を必須の取組としている。【図表-6～7】

○「農村環境保全活動」では、「水質モニタリングの実施・記録管理」が最も多く取り組まれており、次いで「生物の生息状況の把握」、「その他（水質保全（水守当番による排水調査等）」、「施設等の定期的な巡回点検・清掃」、「植栽等の景観形成活動」順に多くなっている。【図表-8】

○「多面的機能の増進を図る活動」では、「農村環境保全活動の幅広い展開※」が最も多く取り組まれており、次いで「広報活動」となっている。【図表-9】

※農村環境保全活動において、「水質保全活動」および「生態系保全活動」の取組が必須となっているため、自動的に該当する。

《参考》資源向上支払（共同活動）の活動例



のぼり旗等による啓発・普及



排水（漏水）調査



生きもの調査

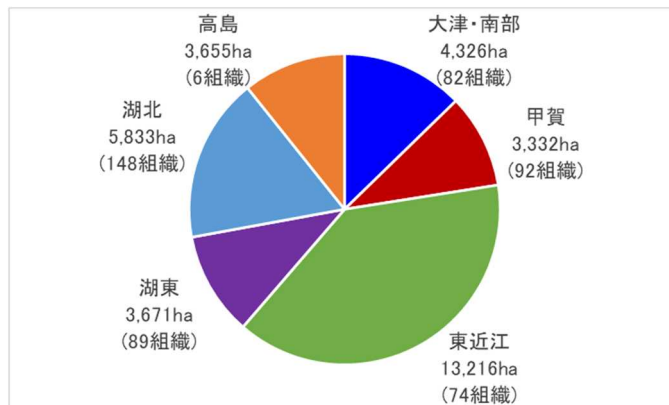


道路法面への植栽

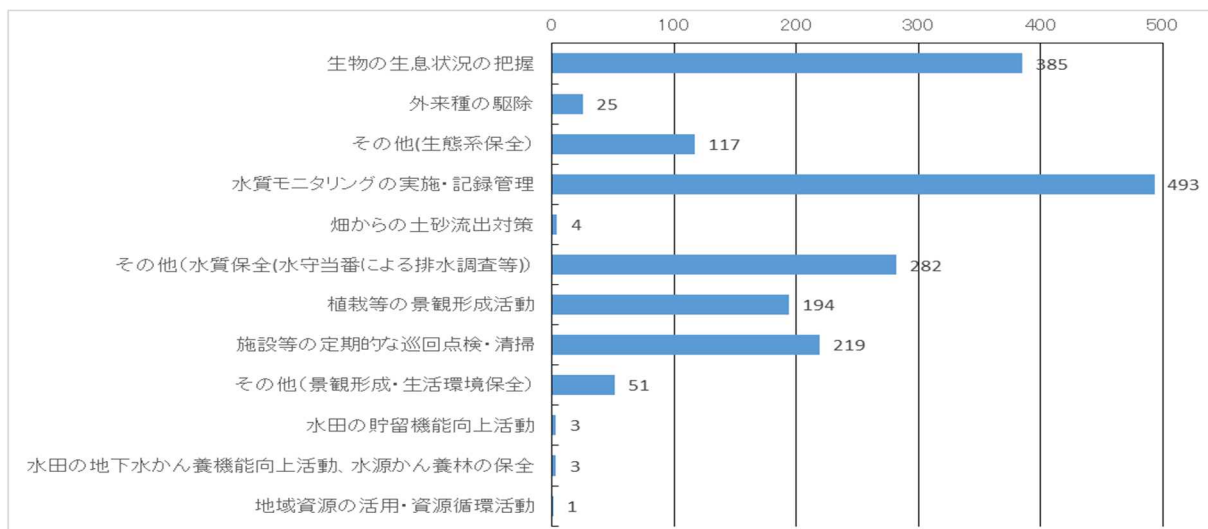
【図表-6】市町村数・対象組織数・交付対象農用地面積（資源向上支払（共同活動））の推移

	H19 ①	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 ②	参考,対H19 ②/①
市町村数	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	
対象組織	771	790	792	791	791	742	749	824	847	864	718	728	555	
うち広域活動組織	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	7	8	11	
交付対象農用地面積 (ha)	32,380	32,928	33,050	33,036	33,012	32,787	33,062	34,431	34,565	34,759	34,555	34,825	34,032	1.05倍

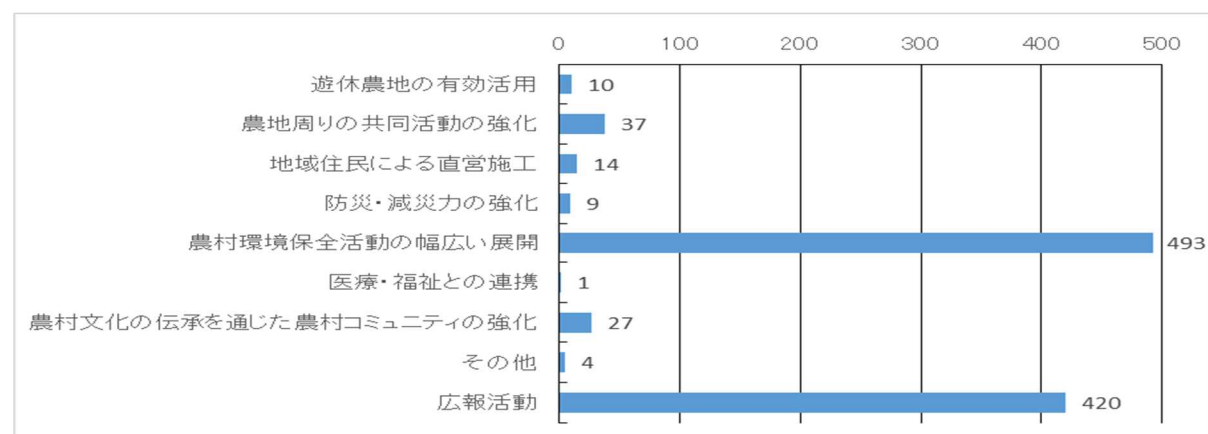
【図表-7】管内別の交付対象農用地（資源向上支払（共同活動））および組織数



【図表-8】農村環境保全活動の実施状況（資源向上支払（共同活動））



【図表-9】多面的機能の増進を図る活動の実施状況（資源向上支払（共同活動））



3. 資源向上支払(長寿命化)

(概要)

- 令和元年度は、県内 12 市町において、34 組織が 3,226ha の農用地で、農業用水路約 5km の補修や更新などの長寿命化対策に取り組まれている。
- 今後さらに、農業用水路約 22km の長寿命化対策を計画されている。

○本県の農業水利施設は琵琶湖総合開発により集中的に整備され、その多くが造成後 30 年以上経過するなど老朽化が進行している状況を踏まえ、農業生産の命脈である「用水路」施設と豊かな生きものを育む水田づくりを推進する観点から魚道等の生態系保全施設の整備と一体的に行う「排水路」施設の長寿命化対策を優先的に実施している。

○県内 12 市町において 34 組織が 3,226ha の農用地で、農業用水路 5.4km の補修・更新など長寿命化に取り組まれ、今後、22.1km の長寿命化対策を計画されている。【図表-10～11】

《参考》資源向上支払（長寿命化）の活動例



用水路の補修・更新

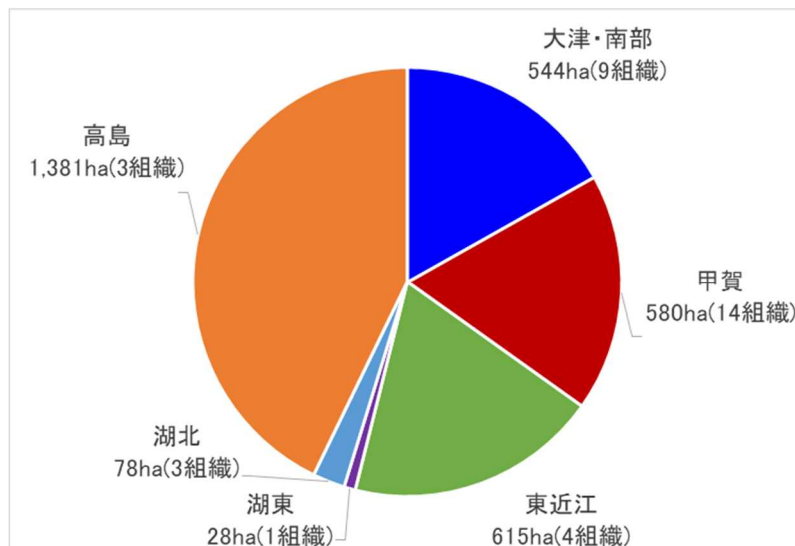


生物多様性型排水路の整備

【図表-10】市町村数・対象組織数・交付対象農用地面積（資源向上支払(長寿命化)）の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
市町村数	13	13	13	13	13	13	13	12
対象組織	86	102	110	113	111	83	75	34
うち広域活動組織	1	1	1	1	1	2	3	6
交付対象農用地面積 (ha)	3,890	4,499	4,762	4,999	5,048	4,367	3,859	3,226

【図表-11】管内別の交付対象農用地（資源向上支払交付金(長寿命化)）および組織数



【取組の分析・検証】

1. 近年の取組の状況

（概要）

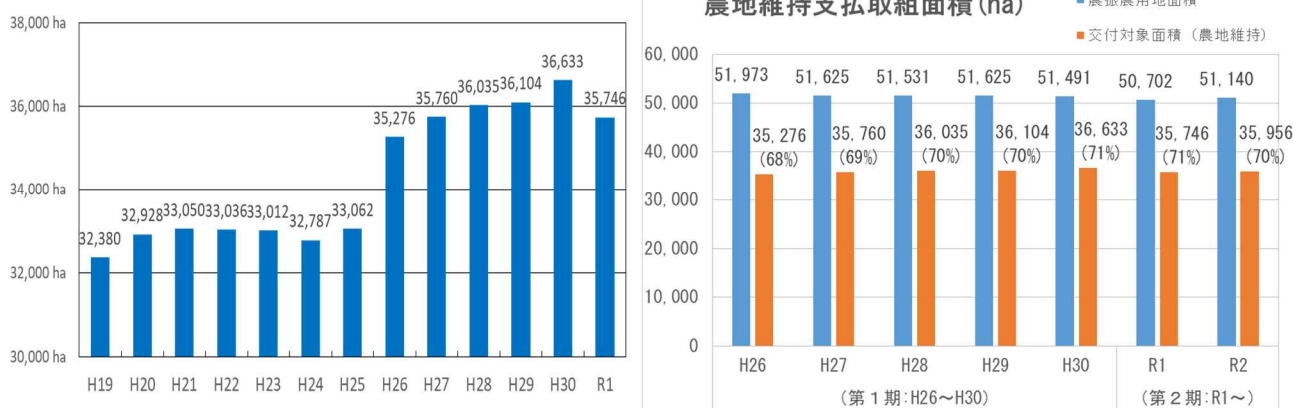
- 本対策は、平成 19 年度の取組開始から 14 年目を迎え、県内農用地の約7割をカバーするまでに拡大し、農地および農業用施設の適切な保安全管理や地域資源の質的向上を図る取組により農村地域の活性化や多面的機能の増進に寄与してきた。
- 一方、近年の過疎化・高齢化に伴う役員等の後継者の不在、活動参加者の減少、事務にかかる負担感の増大などを理由に取組を断念する組織も見られる。

（1）近年発生した取組面積減少の背景

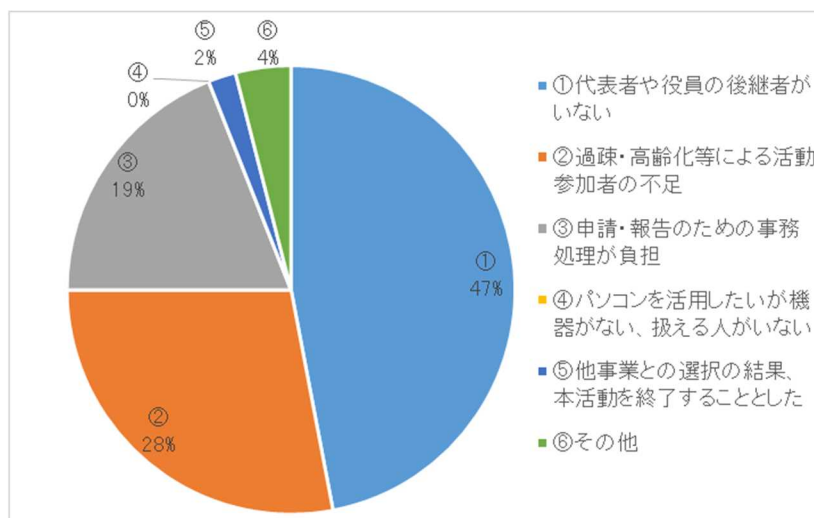
○取組面積は、平成 30 年度までは増加傾向にあったが、5 か年の前期対策が終了した翌年の令和元年度に 887ha（38 組織）減少した。【図表-11】

○活動継続断念組織に対する調査の結果、取組をやめた理由として、「代表者や役員の後継者不足」、「構成員の高齢化による参加者の減少」、「申請・報告のための事務処理が負担」等が主な原因で、その他、「他事業との選択の結果、本活動を終了することとした」、「自立組織として体制整備され交付金の支援がなくとも活動継続が可能」や「非農家の住民が増加し、活動継続に対する合意が得られなかった。」という意見も聞かれた。【図表-12】

【図表-11】 取組面積（農地維持支払）の推移



【図表-12】 取組断念組織への断念理由の聞き取り結果



(2) 未取組集落における本対策への取組意向

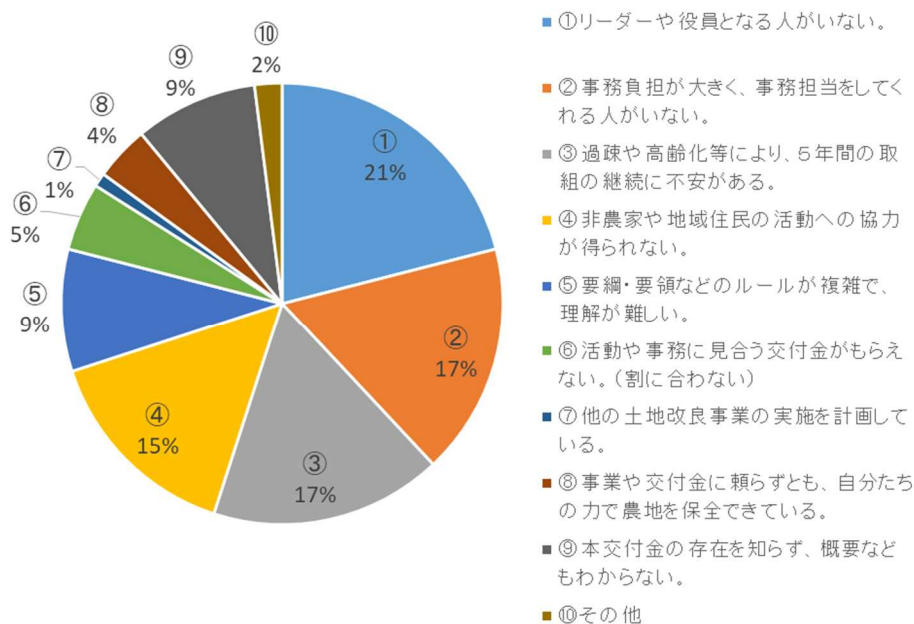
○「人・農地プラン」策定済みあるいは策定に向けた取組を実施中の集落で、かつ本対策に未取組の 81 集落に対し意向調査を行い、回答のあった 57 集落（回収率 70%）のうち、約 7 割（40 集落）の集落が本対策を認知され、約 3 割（18 集落）の集落が新規取組意向を有していることを確認した。

○一方、取組に至っていない理由としては、「リーダーや役員等のなり手不在」が 21%、「過疎・高齢化等による取組継続不安」が 17%、「非農家等住民の協力が得られない」が 15%など「人」に関する理由で取組を躊躇されている集落が約 5 割を占めていた。

○その他、「事務負担が大きく事務担当をしてくれる人がいない」、「活動や事務に見合う交付金がもらえない（割に合わない）」など、事務負担を理由に取組を躊躇されている集落が約 2 割を占めていた。【図表-13】

○今後、リーダーや役員等人材確保、事務負担の軽減に向け、組織の広域化や多様な主体（大学や企業等）と連携した体制整備などの取組を進めていく必要がある。

【図表-13】 未取組集落への未取組の理由の聞き取り結果



2. 実施体制

（概要）

- 回答のあった活動組織のリーダーの現状は、すべてが男性であり、60 歳以上が約 8 割、リーダー歴 3 年以上が約 6 割を占めるなど、後継者の確保・育成が喫緊の課題となっている。
- 活動組織に占める非農業者の割合は約 5 割で、その内訳は自治会、子供会、女性会の順に多く、資源向上支払（共同活動）への参加率が高いという特徴を有している。
- 広域化組織は、現在県内に 12 組織設立され（R2.12 月時点）、県内取組面積の約 4 割にあたる約 15,000ha の農用地を保全管理されている。今後、組織の広域化に向け地元が想定する規模として、隣の集落同士、旧市町村単位、現在の市町単位の順に多かった。

（１）組織のリーダー育成・確保

○今回のアンケート調査で回答のあった 191 の活動組織のリーダーの性別は、すべて男性であった。【図表-14】

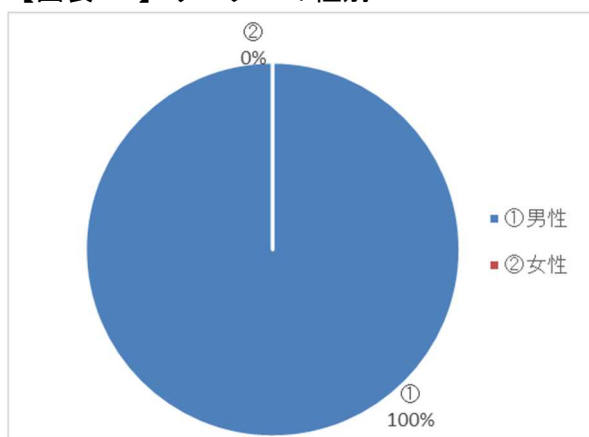
○リーダーの年齢層は、60 歳代（56%）と 70 歳代（22%）の割合が高く、両世代併せて 78%を占めている。【図表-15】

○リーダー歴を見ると、9 年以上（42%）が最も多く、次いで、3 年未満（29%）、3 年以上 6 年未満（16%）となっている。【図表-16】

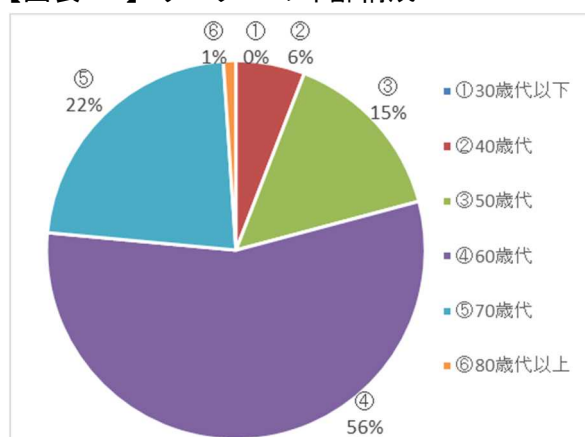
○リーダーの属性としては、自治会の役員が最も多く（31%）、次いで、担い手農業者（20%）、民間企業の管理職経験者等（15%）となっており、地域の指導的立場の方や農業関係者が多い。【図表-17】

○リーダーの後継者となる人材の有無については、85%の組織で後継者または後継者候補がいる一方で、「組織役員等として 経験を積んでいる」、「取組への参加を通じて指導・知識伝達を図っている」など人材育成に取り組んでいる対象組織は 26%であった。【図表-18～19】

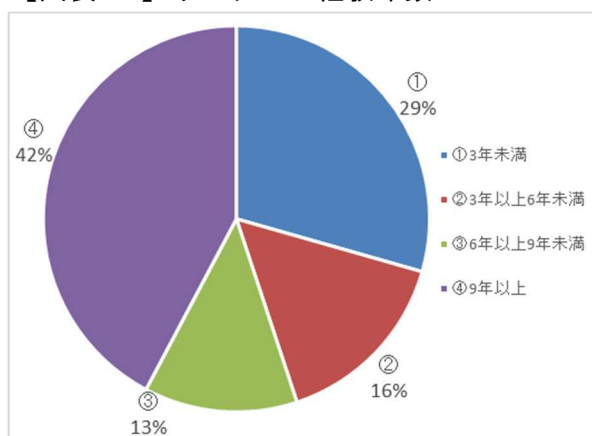
【図表-14】リーダーの性別



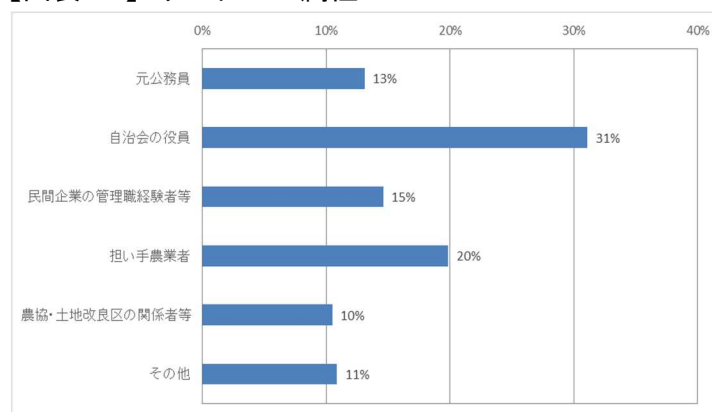
【図表-15】リーダーの年齢構成



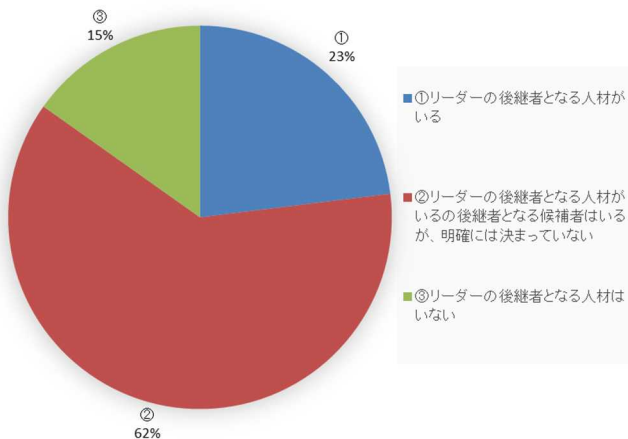
【図表-16】リーダーの経験年数



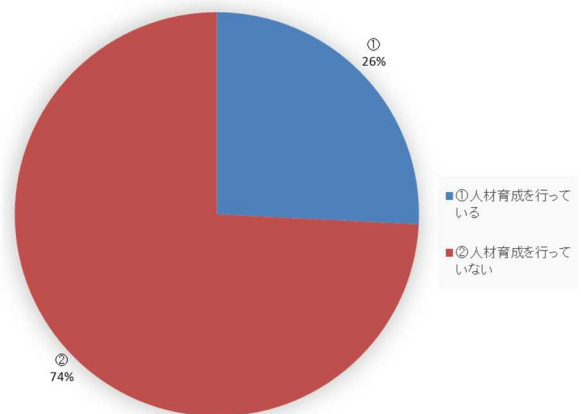
【図表-17】リーダーの属性



【図表-18】後継者の有無



【図表-19】人材育成の有無



(2) 多様な主体の参画

○県内活動組織の構成員数は、農業者・非農業者合わせて 48,660 人・団体で、うち非農業者は 23,767 人・団体と 49%を占める。【図表-20】

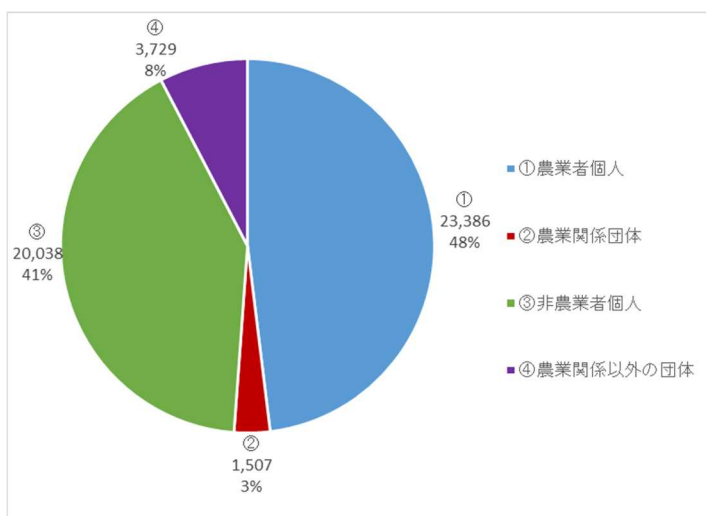
○農地維持支払活動組織に参加している団体は、自治会が最も多く(24%)、次いで子供会(17%)、女性会(10%)の順に多い。【図表-21】

○基礎的保全活動は、農業者や自治会が多く参加する一方で、女性会は植栽活動、学校・PTA は生き物調査など資源向上(共同)活動への参加率が高い。

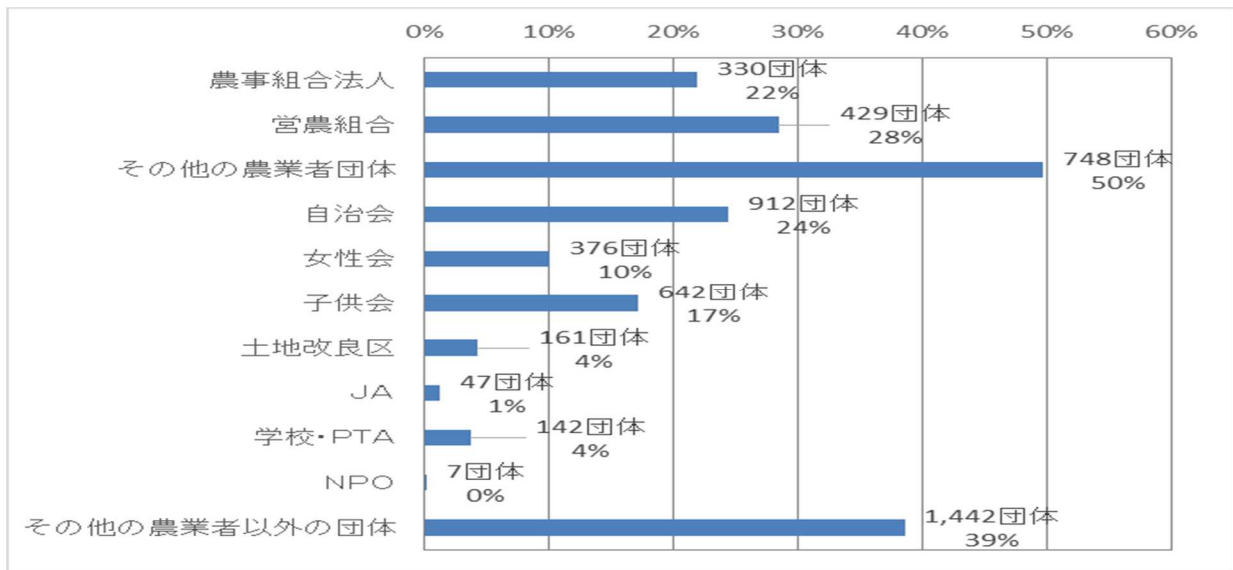
○各取組への参加者全体の年齢別及び男女別構成比率は、年齢別では 65 歳未満の参加割合が 65 歳以上よりやや高く、男女別では女性の割合が低い。【図表-22~23】

○地域ぐるみで行う基礎的な保全活動では、農業者だけでなく非農業者の参加率が 46%あり、集落全体で保全管理が実践されており、一定、農業者の管理負担の軽減が図れていると考えられる。【図表-24】

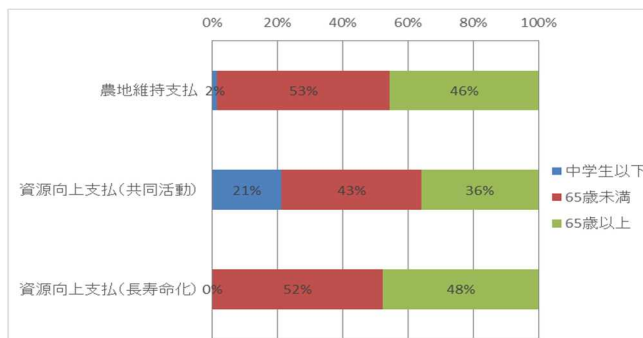
【図表-20】構成員の割合



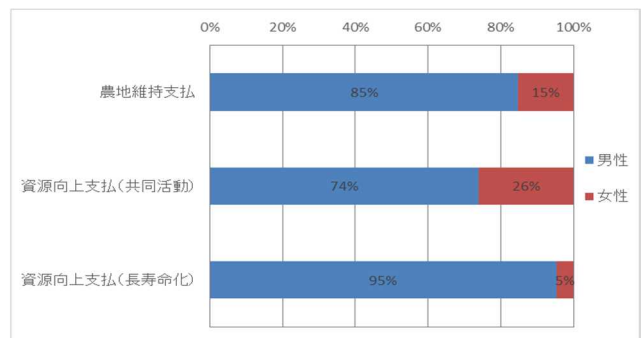
【図表-21】農地維持支払活動に参加している団体の割合



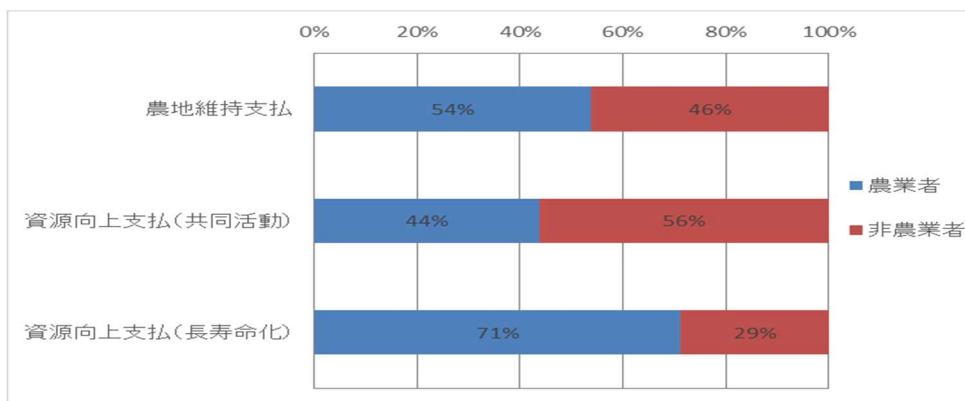
【図表-22】年齢別構成比率



【図表-23】男女別構成比率



【図表-24】農業者・非農業者の構成比率



(3) 広域化設立の状況

○県内の広域組織数は12組織（令和2年12月時点）であり、設立規模は地域の実情によって異なっている。【図表-25～26】

○農地維持支払の交付対象農用地面積規模別の活動組織数は、面積が50ha未満の活動組織が最も多く、全活動組織数に占める割合は76%と毎年ほぼ同じである。これに対し、面積が100ha以上の活動組織数は、割合ともに漸増傾向である。【図表-27】

○アンケートにおける広域化に対する意向調査では、想定する規模として、隣の集落と広域化

(6%)、旧市町村単位等で広域化(8%)、市町単位で広域化(3%)であった。【図表-28】

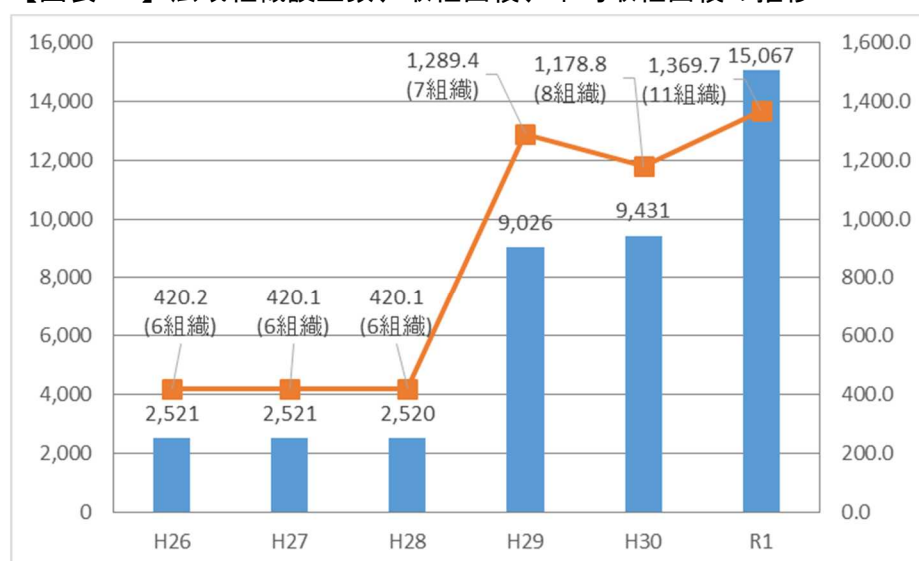
○なお、本対策では平成24年度から組織の広域化・体制強化への加算措置を導入し、広域活動組織の設立時等に1組織当たり40万円を支援してきたが、令和元年度からは制度の見直しが行われ、設立組織の規模に応じた支援を、5年間にわたって実施している。【図表-29】

○組織の広域化・体制強化への加算措置の結果、対象組織の広域化が一定程度進展したと考えている。今後も、持続的な活動に向けた体制整備を図るため、広域化の取組を進めていく必要がある。

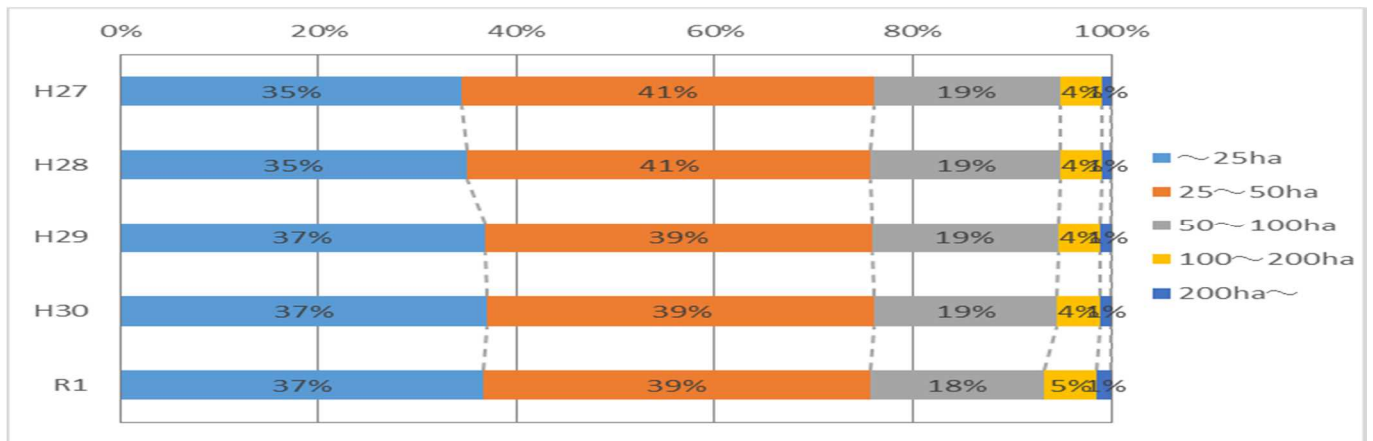
【図表-25】 広域組織設立状況（令和2年12月末時点）

	広域組織名称	市町名	年度	規模
①	仰木を守る会	大津市	H19	旧村単位
②	大比良まるごと保全の会	大津市	H19	改良区単位
③	大中環境保全の会	東近江市 近江八幡市	H19	改良区単位
④	鴨川水土里グループ	高島市	H19	改良区単位
⑤	水土里を守る会新旭地区	高島市	H19	改良区単位
⑥	小中之湖地域環境保全会	近江八幡市 東近江市	H24	改良区単位
⑦	東近江市農村まるごと保全 広域協定運営委員会	東近江市	H29	市町単位
⑧	天の川水土里保全会	米原市	H30	改良区単位
⑨	近江八幡市農村まるごと 広域協議会	近江八幡市	R1	市町単位
⑩	広域たかしま	高島市	R1	市町単位
⑪	東草野農地保全会	米原市	R1	旧村単位
⑫	広域ひこね	彦根市	R2	改良区単位

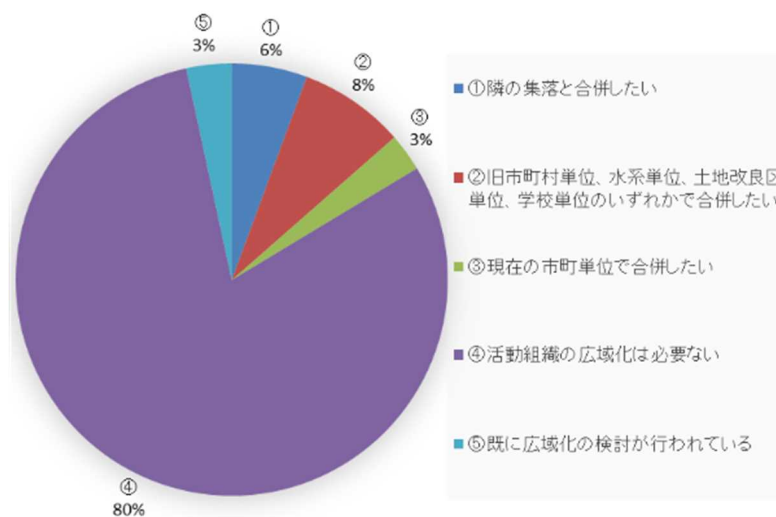
【図表-26】 広域組織設立数、取組面積、平均取組面積の推移



【図表-27】 交付対象農用地面積規模別の対象組織数（農地維持支払）



【図表-28】 広域化に対する対象組織の意向



【図表-29】 広域組織設立に対する支援（令和元年度～）

	交付額
3集落以上または50ha以上※	4万円/年・組織
200ha以上	8万円/年・組織
1,000以上	16万円/年・組織

※中山間地域等の条件不利地域において適用

V. 本対策の効果の評価

本対策の効果の評価にあたっては、事業の趣旨である「農業農村の有する多面的機能の維持・発揮」と「担い手農家への農地集積など構造改革を後押し」のアウトカムとして、①地域資源の適切な保全管理、②農村環境の保全・向上、③農業用施設の機能増進、④農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献、⑤構造改革の後押し等地域農業への貢献、⑥地域の防災・減災力の向上の6つの効果について評価を行った。

その結果、本対策の取組を通して

- ① 遊休農地の解消・発生防止や農業用施設の機能維持といった効果が見られ、地域資源の適切な保全管理に寄与。
- ② 水質・生態系保全等の取組により、琵琶湖や農村環境の保全・向上に寄与。
- ③ 施設の長寿命化対策により、農業用施設の機能増進の確保に寄与。
- ④ 多様な主体が参画した地域の共同活動が行われ、農村の地域コミュニティの維持・強化に寄与。
- ⑤ 非農業者を含めた地域の話し合い等が活発に行われ、非農業者の共同活動への参加者増加や農地の集積・集約化のきっかけになるなど構造改革の後押し等地域農業に貢献。
- ⑥ 本対策による農業用施設の計画的かつ適正な保全管理を通し、地域の防災・減災力の向上に寄与。

などの効果が確認されるなど、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押ししていると評価できる。

以下、効果の評価の詳細について説明する。

1. 地域資源の適切な保全管理

（評価概要）

- 本対策により、過去5年間で県内約40haの遊休農地が解消されるとともに、最大約860haの遊休農地発生抑制につながっている。
- 活動組織の約9割が「本対策に取り組まなかった場合、耕作放棄や農業用施設の機能低下がかなり進行していた」と回答するなど、本対策が地域資源の適切な保全管理に寄与している。

（1）農地の保全管理

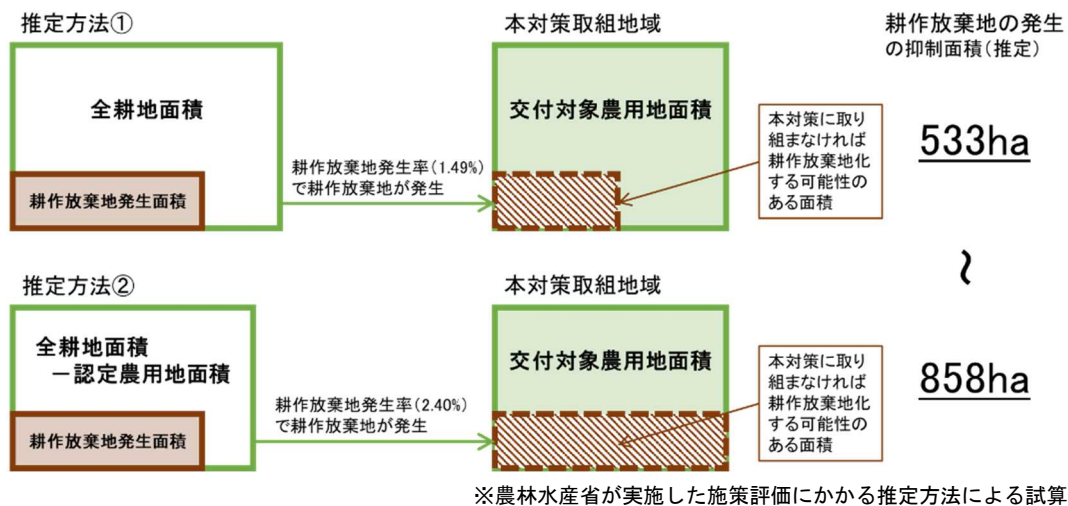
（遊休農地の発生防止・拡大抑制）

- 本対策により、遊休農地であった農用地が適切に保全管理され、平成26年度から令和元年度の5年間で約40haの遊休農地が解消されて耕作可能な状態に復旧された。また、本対策は、過去5年間で約533～858haの遊休農地の発生抑制に貢献したと考えられる。【図表-30～31】
- アンケート調査対象組織のうち44%の活動組織が、「本対策に取り組んでいなかった場合」、遊休農地が「かなり発生または面積が拡大していたと思う」または「発生または面積が拡大していたと思う」と回答されている。【図表-32】
- このことから、本対策が、遊休農地の発生防止や拡大抑制に寄与していることを確認した。

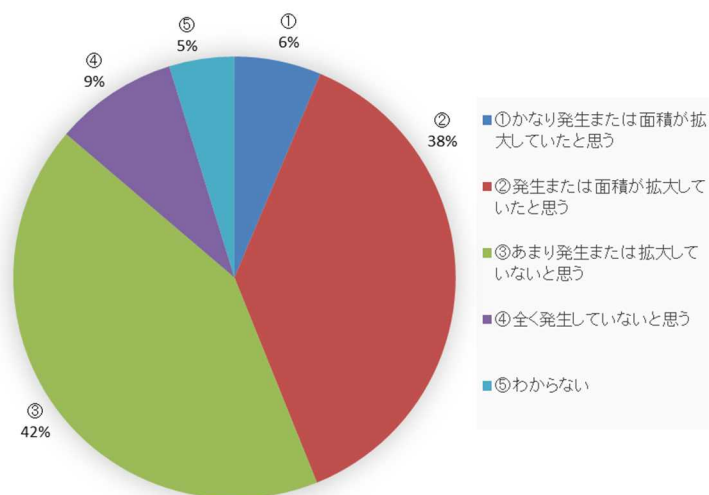
【図表-30】遊休農地解消に取り組む組織数および解消面積

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	累計
取組組織数	13	13	13	12	8	3	
解消面積(ha)	7.13	13.05	9.58	7.00	2.01	0.87	39.64

【図表-31】耕作放棄地の発生の抑制面積の推定方法



【図表-32】未取組の場合の遊休農地の見込みについて

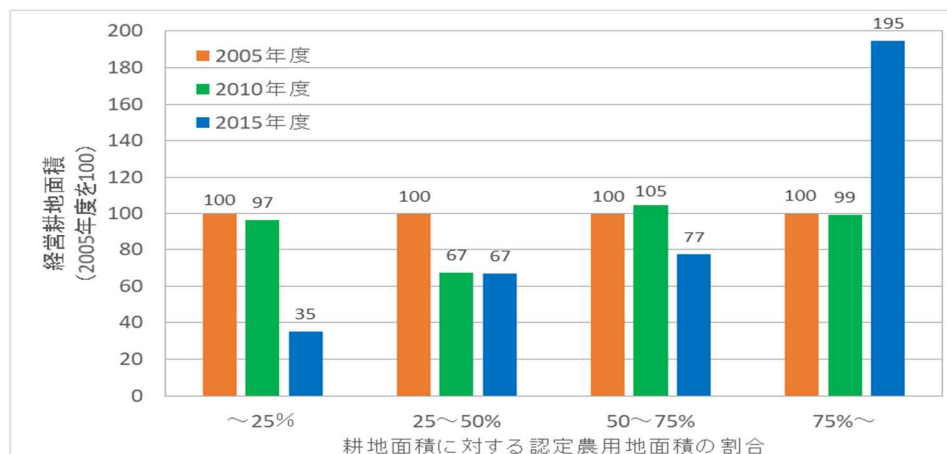


(農地の適切な保全管理)

○農林業センサスにより 2005 年から 2015 年における県内市町別の耕地面積に対する認定農用地面積の割合別の経営耕地面積の推移について確認したところ、耕地面積に対する認定農用地面積の割合が高い市町ほど、10 年間（2005 年～2015 年）における経営耕地面積の減少が少ないことが判明した。【図表-33】

○このことから、本対策が、経営耕地面積の減少抑制に寄与していることを確認した。

【図表-33】 耕地面積に対する認定農用地面積割合別の経営耕地面積の変化



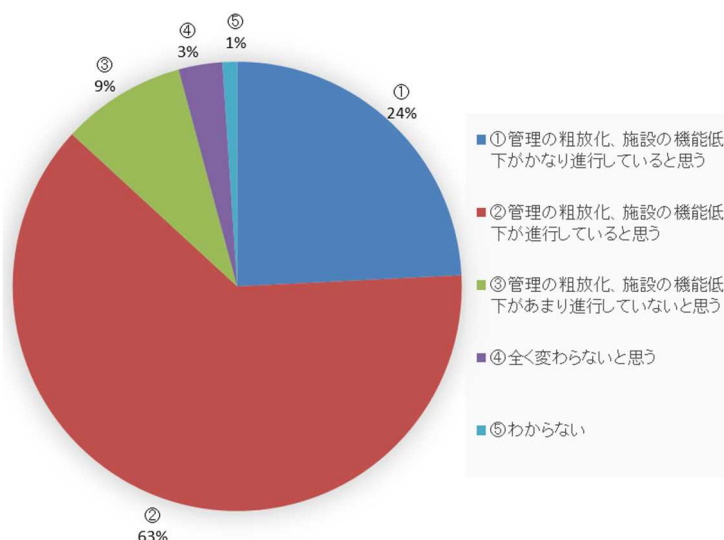
(2) 農業用施設の機能維持

○アンケート調査対象組織のうち 87%の活動組織が、本対策に取り組んでいなかった場合、農業用施設の管理の粗放化、施設の機能低下が「かなり進行していると思う」または「進行していると思う」と回答されている。【図表-34】

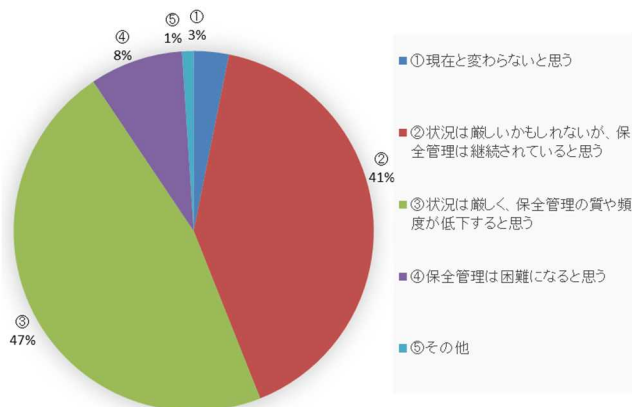
○また、活動組織と本対策未取組集落に対して、10 年後の農業用施設の保安全管理の見通しについて聞き取り調査をしたところ、活動組織では「保安全管理は継続される」との回答が多かったが、未取組集落では「保安全管理の質や頻度が低下する」との回答が最も多く 41%であった。また、10 年後の農業用施設の「保安全管理は困難になる」と回答した未取組集落は全て「農地周りの保安全管理は個別農家がそれぞれで実施している」と回答されている。【図表-35～36】

○このことから、本対策が、農業用施設の機能維持に寄与していることを確認した。

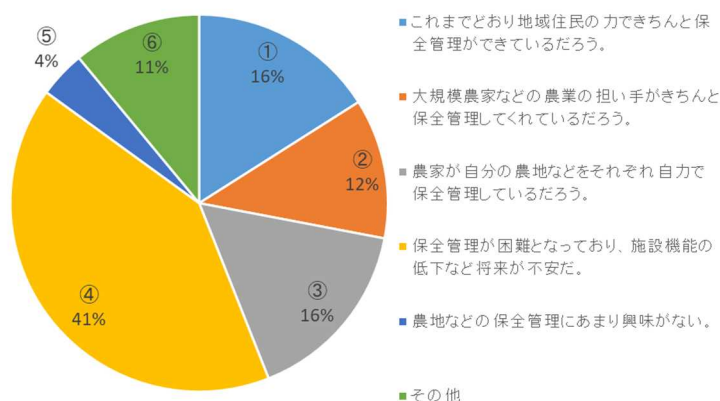
【図表-34】 未取組の場合の農業用施設の老朽化見込みについて



【図表-35】活動組織へのアンケート結果（10年後の農業用施設の保安全管理の見通し）



【図表-36】未取組集落へのアンケート結果（10年後の農業用施設の保安全管理の見通し）



2. 農村環境の保全・向上

（評価概要）

- アンケート調査では約 8 割の活動組織が「水質の向上など環境保全効果がかなり出ている」と回答
- 滋賀らしい生態系保全の取組である魚のゆりかご水田は、H30 に日本農業遺産に認定された「琵琶湖システム（琵琶湖と共生する農業）」の中核をなす取組となっており、琵琶湖の生態系保全のみならず、米のブランド化など地域の活性化にもつながっている。
- 水田を主な生息域とするコウノトリの飛来が確認されるなど本対策が農村環境の保全・向上に寄与している。

○本県では、資源向上支払（共同活動）の農村環境保全活動に取り組む場合、水質保全および生態系保全活動を必須としている。

○農業排水が流入する主要河川（59 河川 78 地点）の代かきから田植え期における透視度調査では、本対策開始から間もない平成 21 年度以降横ばいであったが近年は改善傾向にある。また、地域一体で必須の活動として組まれてきた水田からの濁水管理や水質モニタリングにより地域の環境保全意識は着実に向上し、アンケート調査では 76%の活動組織が「かなり効果が出てきた」または「効果が出てきた」と回答されている。【図表-37, 38】

○一方、生態系保全については、35%の活動組織が「かなり効果が出てきた」または「効果が出て

きた」と回答されている。【図表-39】

○近年、水田を主な生息域とするコウノトリの飛来が本県を含む全国で確認されるなど本対策により農地の環境保全・向上が進んだことが生息数の回復に影響しているとの有識者の意見もある。

【図表-40】

○このことから、本対策は、生態系・水質保全活動を通して、琵琶湖や農村環境の保全・向上に寄与している。

【滋賀らしい生態系保全の取組 魚のゆりかご水田】

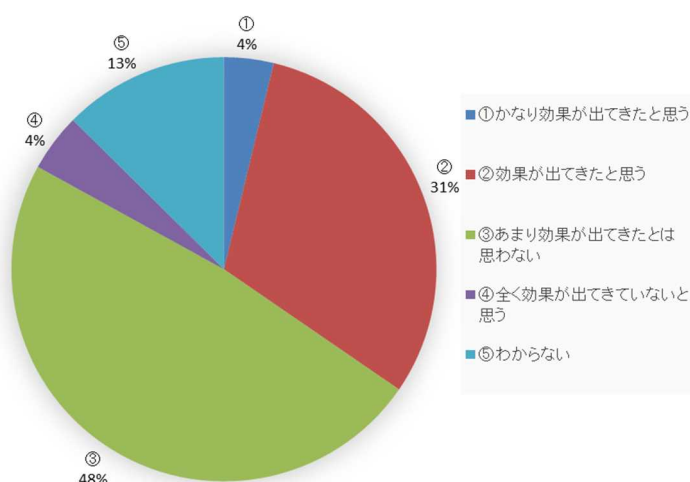
H18 に琵琶湖周辺の水田 40ha においてモデル的に開始された魚のゆりかご水田は、本対策により現在 140ha（まるごと取組面積の約 0.5%）まで拡大し、H30 に日本農業遺産に認定※された「琵琶湖システム（琵琶湖と共生する農業）」の中核をなす取組となっている。地域によっては、農産物ブランド化や6次産業化、都市住民との交流活動など魚のゆりかご水田を通じた活発な取組も見られる。

※現在、世界農業遺産認定申請中

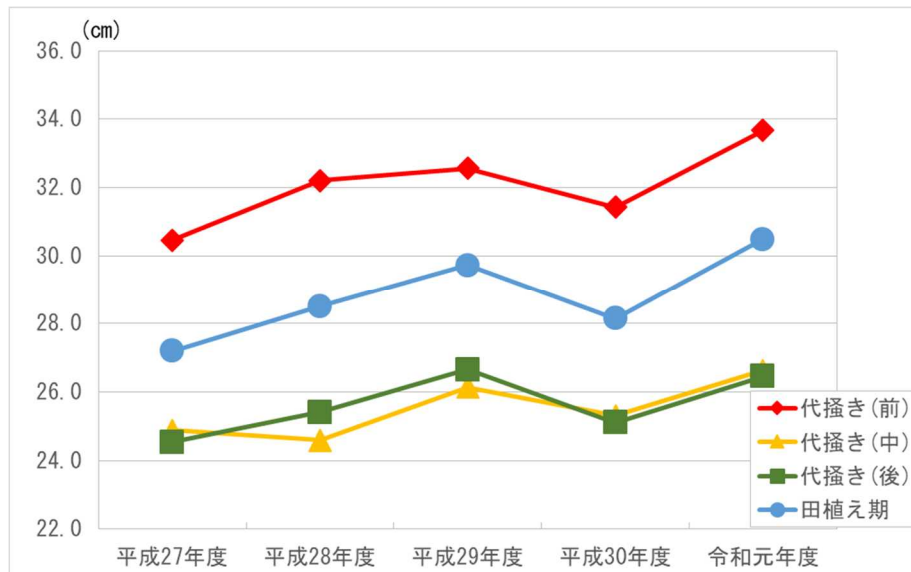


排水路を遡上するコイ

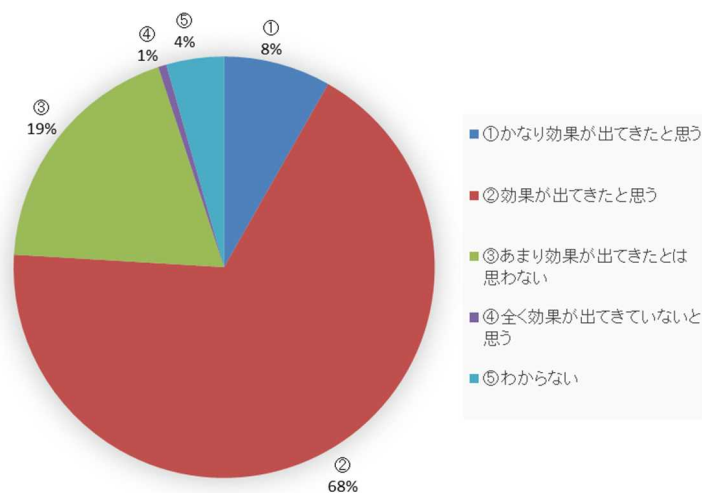
【図表-37】 水質保全に関する活動の効果



【図表-38】農業排水にかかる透視度調査結果（年度別平均透視度）



【図表-39】生態系保全に関する活動の効果



【図表-40】コウノトリの飛来状況

<コウノトリの飛来状況>



資料：兵庫県立コウノトリの郷公園発行のキコニアレターより

3. 農業用施設の機能増進

（評価概要）

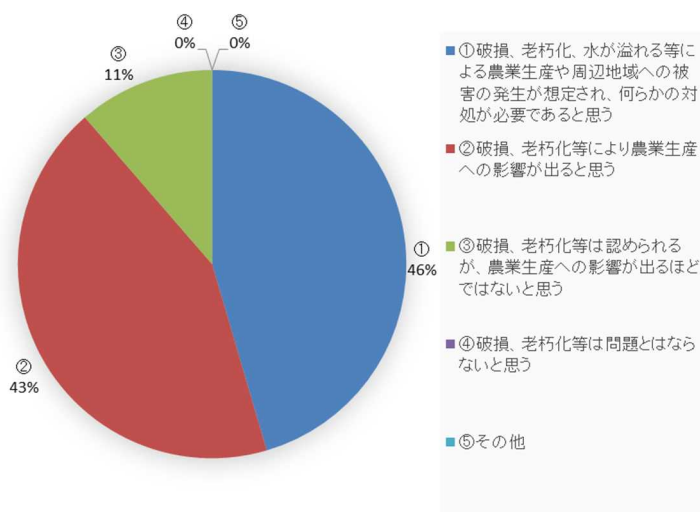
- 琵琶湖総合開発により集中的に整備された農業水利施設の多くが整備後 30 年以上経過するなど老朽化が進んでいることから本対策の活用により農業水利施設の長寿命化対策を計画的に実施。
- アンケート調査では、約 9 割の活動組織が「本対策に取り組まなかった場合、10 年後には施設の老朽化により農業生産等に著しい支障が発生する恐れがある」と回答するなど、本対策が農業用施設の機能増進の確保に寄与。

○アンケート調査では、89%の活動組織が、資源向上支払（長寿命化）に取り組まなかった場合、10 年後には農業用施設の「破損、老朽化等により農業生産や周辺地域への被害があり、対処が必要になる」または「農業生産へ影響が出ると思う」と回答されている。【図表-41】

○推進協議会では活動組織を対象に農業用施設の維持補修や長寿命化対策にかかる技術力向上を目的とした研修会※を毎年開催しており、アンケート調査においても施設の長寿命化に対応できる人材の確保や劣化度に応じた施設の補修・更新を着実に実施されていることが確認できるなど、本対策が農業用施設の機能増進の確保に寄与している。

※平成 19 年度～令和元年度農業用施設の機能増進に係る研修会延べ 119 回開催（全体研修：83 回、支部研修：36 回）

【図表-41】 未取組の場合の 10 年後の農業用施設の老朽度合いについて



4. 農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献

（評価概要）

- 活動組織における非農業者等の構成割合は、平成 26 年度の 34%から令和元年度は 49%へと大幅に増加するなど多様な主体の参画を得た共同活動が行われている。
- アンケート調査では、「本対策をきっかけに子供が参加する地域活動が新たに始まった」、「活動が活発になった」と多くの活動組織が回答されるなど、本対策の取組を通して農村コミュニティの維持・強化につながっている。

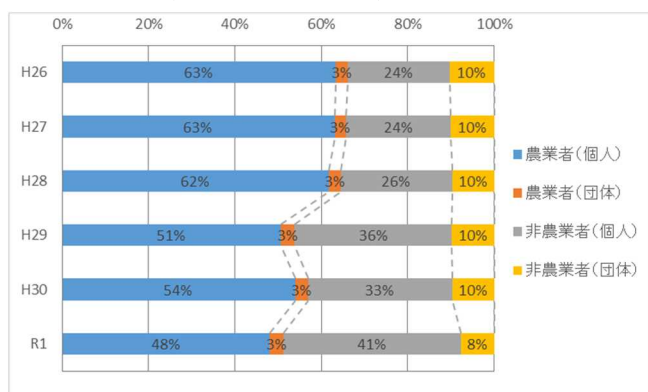
○非農業者等の構成比率は現在約 49%と平成 26 年度の 34%から増加しており、本対策の取組を通して、多様な主体の参画を得た共同活動が進むとともに、非農業者の構成割合が高い組織ほど共同活動の取組項目数が多くなる傾向にあることを確認した。【図表-42, 43】

○本対策による取組が地域コミュニティに与えた影響については、23%の活動組織が「子供が参加する地域活動や地域のイベントが始まった」と回答され、22%の活動組織が「更に盛んになった」と回答されている。農水省の報告では、地域活動への親子の参加を通して地域の教育力の発揮につながっているとの有識者からの意見もある。【図表-44】

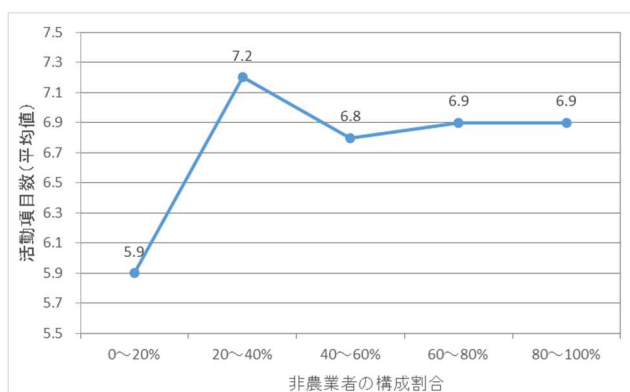
○また、本対策により 43%の活動組織が、「コミュニケーション機会が増加するなど地域コミュニティが活性化した」と回答されている。【図表-45】

○このことから、本対策により多様な主体が参画した地域の共同活動が行われ、農村の地域コミュニティの維持・強化につながっているといえる。

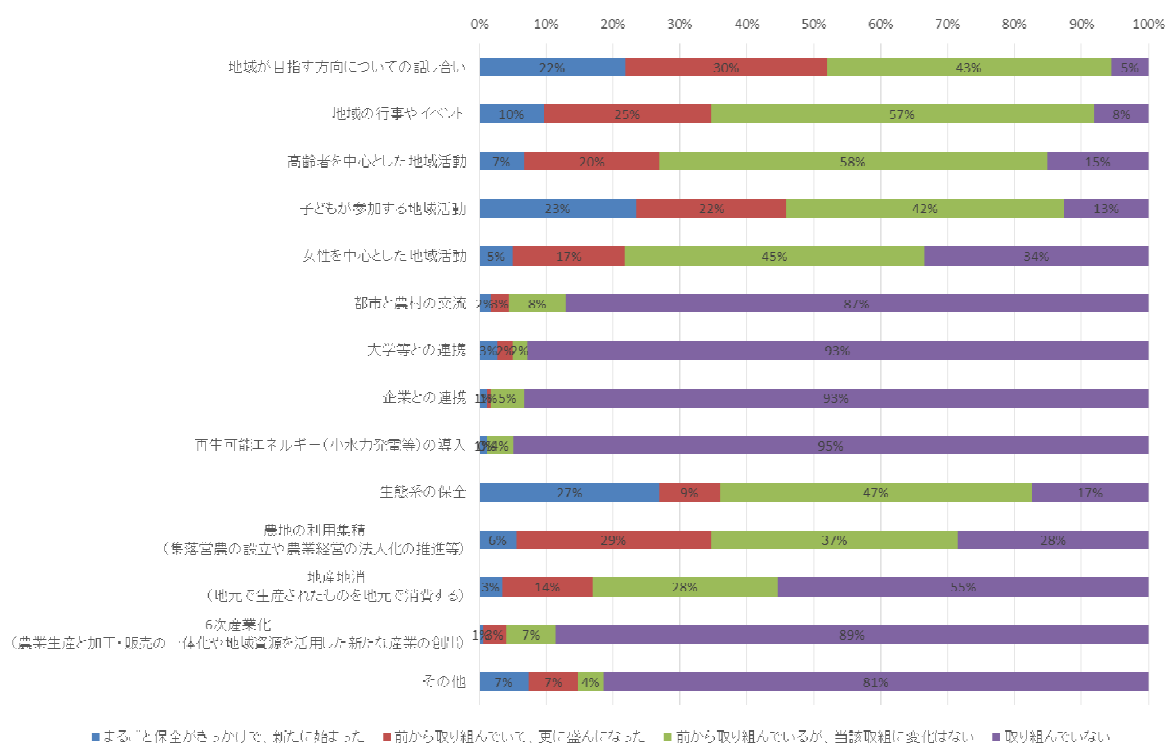
【図表-42】 農業者および非農業者の構成割合



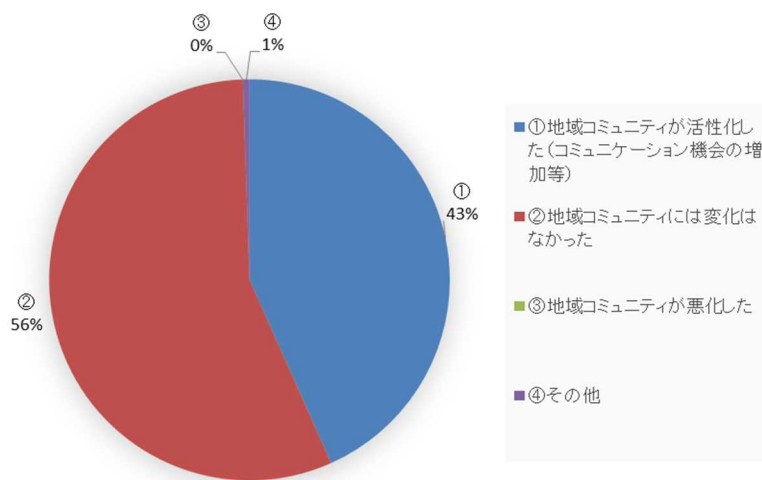
【図表-43】 非農業者の構成割合と活動項目数



【図表-44】 本対策をきっかけとして活発化した取組



【図表-45】 本対策による地域コミュニティの活性化



5. 構造改革の後押し等地域農業への貢献

(評価概要)

- 全国調査では、多面的機能支払交付金に取り組む集落等は全国平均に比べ担い手農家への農地集積が高いことが確認されている。本県においても約 6 割の組織が、「本対策が農地集積や集積に向けた話し合いのきっかけとして役立っている」と回答されている。
- このことから、本対策は、非農業者を含めた地域の話し合いなどを促し、農地集積や集約のきっかけとなるなど構造改革の後押し等地域農業の発展に貢献。

○農地維持支払における地域資源の基礎的な保全活動は、従来、農業者が中心となっていて行われてきたが、現在、本対策の農地維持支払の取組においては、参加人数の 46%を非農業者が占める状況となっている（農地維持支払は、農業者のみで構成する対象組織でも実施可能であるにもかかわらず非農家の参加が進んでいる）。【図表-24】

○集落営農組織設立への貢献度については、16%が「本対策がきっかけで集落営農組織が設立された」、6%が「設立の検討がされている」とアンケート調査で回答されている。

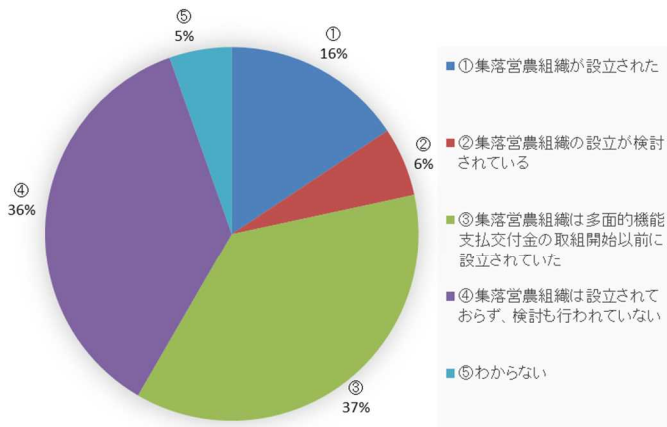
○また、上記の「本対策をきっかけとして集落営農組織が設立された」、または「設立の検討がされている」と回答した組織のうち、17%が「かなり役立っている」、64%が「ある程度役立っている」と回答されている。【図表-46～47】

○地域農業の発展に対する本対策の貢献度については、5%が「かなり役立っている」、41%が「ある程度役立っている」と回答されている。【図表-48】

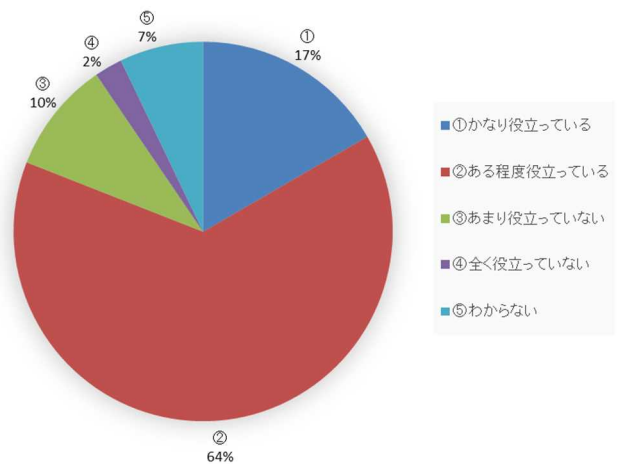
○農地の利用集積に対する本対策の貢献度については、10%が「かなり役立っている」、50%が「ある程度役立っている」と回答されている。【図表-49】

○このことから、本対策の取組を通して非農業者を含めた地域の話し合いなどが進み、農地集積や集約のきっかけになるなど構造改革の後押し等地域農業の発展に貢献している。

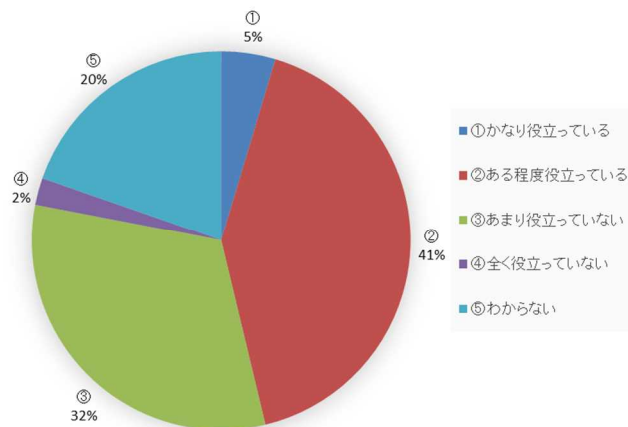
【図表-46】 集落営農組織の設立について



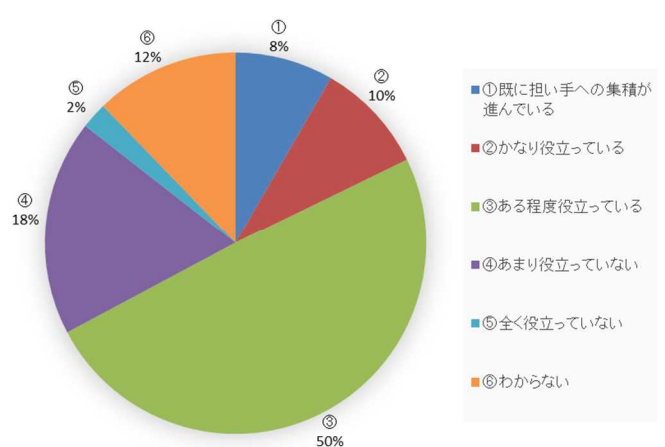
【図表-47】 集落営農組織設立に対する貢献度



【図表-48】 地域農業発展に対する貢献度



【図表-49】 農地の利用集積に対する貢献度



6. 地域防災・減災力の向上

（評価概要）

- 活動組織の約 8 割において「水路など施設の軽微な補修」に取り組むなど、日常点検に基づく適正な施設の保全管理が、地域防災力の向上に寄与していると判断できる。
- 特に、近年の異常気象により多発する豪雨災害への対応として、水田の貯留機能を増進し下流域の洪水被害軽減を図る「田んぼダム」の取組を国に先駆けて進めており、過去の水害経験を踏まえ東近江市の 5 地区において実施。
- このことから、本対策により農業用施設の計画的かつ適正な保全管理が図られ、地域防災・減災力の向上に貢献。

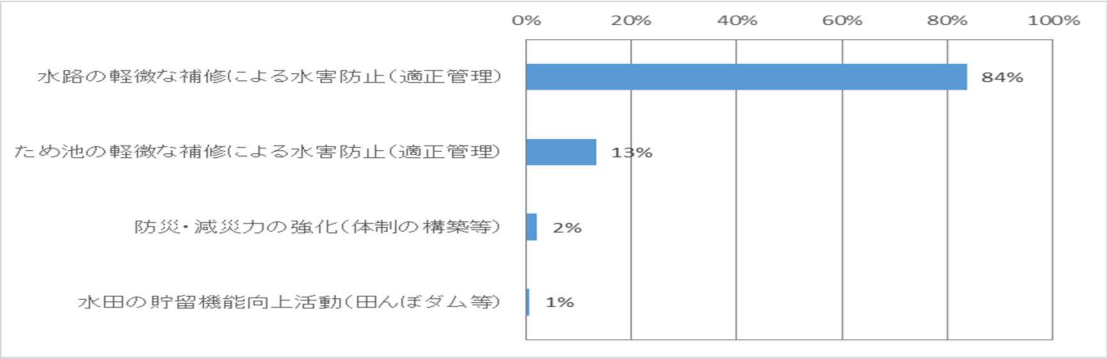
○令和元年度の実績では 84%の活動組織が「水路の軽微な補修（適正管理）による水害防止」に、13%の活動組織が「ため池の軽微な補修（適正管理）による水害防止」に取り組まれるなど本対策の活用により地域の防災・減災力の向上が図られている。【図表-50】

○甚大な自然災害により被災した場合、当初計画していた活動に代えて応急措置または補修・更新

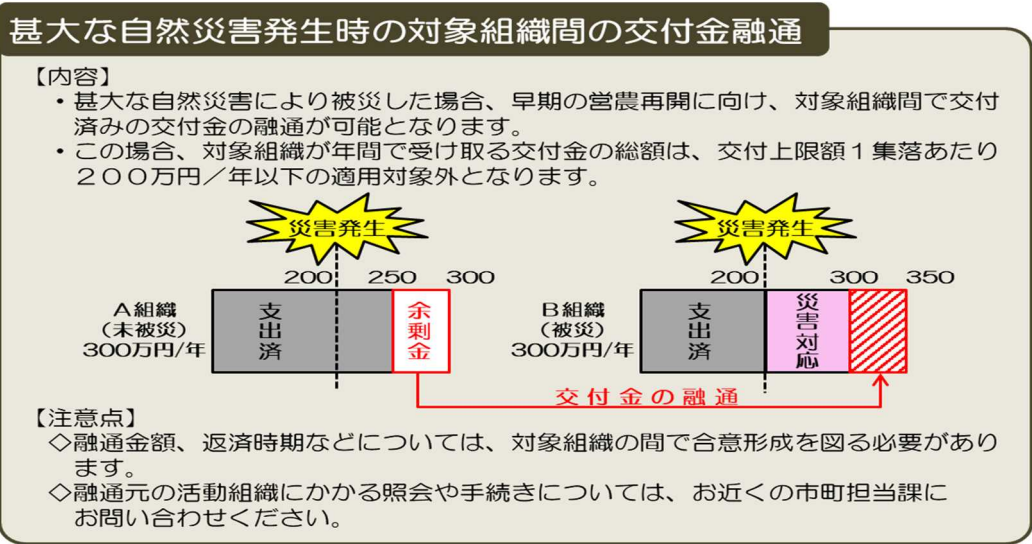
等を実施できる特例措置が創設されたことを受け、研修会等の場で制度の周知を図っている。
 【図表-51】

○このことから、本対策は、地域の防災・減災力向上に貢献している。

【図表-50】 防災・減災にかかる取組



【図表-51】 甚大な自然災害発生時の特例措置



VI. 本対策の実施による多面的機能の維持・発揮に関する評価

「国土の保全」、「水源涵養」、「自然環境の保全」、「良好な景観の形成」、「文化の継承」などの多面的機能の発揮における本対策の役割について定量的評価を行った。

◆「国土保全」効果について

- 本対策の活動により、農業・農村の有する多面的機能のうち「国土の保全」の維持・発揮および増進が図られている。活動に取り組みなかった場合、遊休農地の発生や農業用施設の機能低下が生じていたと想定され、「洪水防止機能」等の維持・発揮に支障を生じていた恐れがある。【図表-52～53】
- 本対策が「国土の保全」に一定の役割を果たしていることを確認した。

「国土保全」の維持・発揮

- ◆ 農地維持支払に取り組む 35,746ha の農用地においては、農用地や農業用施設が適切に保管理され、洪水防止、土砂崩壊防止、土壌浸食防止機能が維持・発揮。
(参考) 交付対象農用地面積の内訳
田:34,590ha 畑:1,110ha 草地:46ha
保管理されている水路延長:8,215km

+

「国土保全」の増進

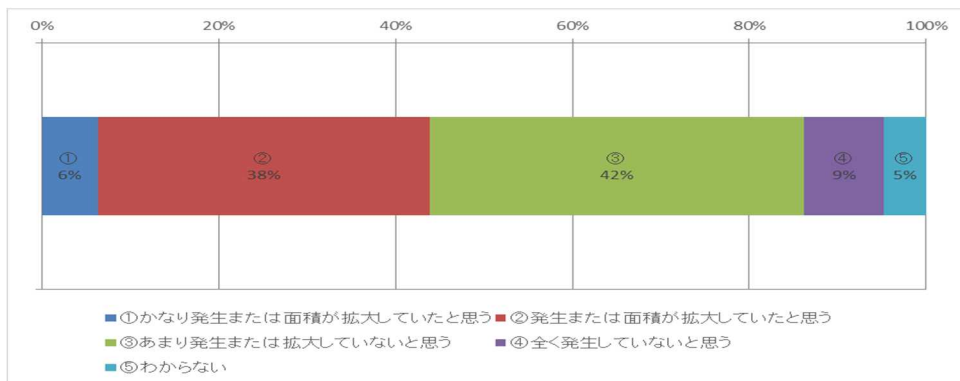
- ◆ 5 組織で排水調整板の設置など水田の貯留機能向上活動を実施し、水田からのピーク流出量を抑制することで洪水防止機能を増進。
(参考)
田んぼダム (資源向上支払 (共同活動)・防災減災型)
5 組織 (東近江市内)
田:256ha 畑:5ha 草地:0.5ha

○洪水防止機能: 畦に囲まれた田や耕作された畑の土壤に、雨水を一時的に貯留し、洪水の発生を防止する機能

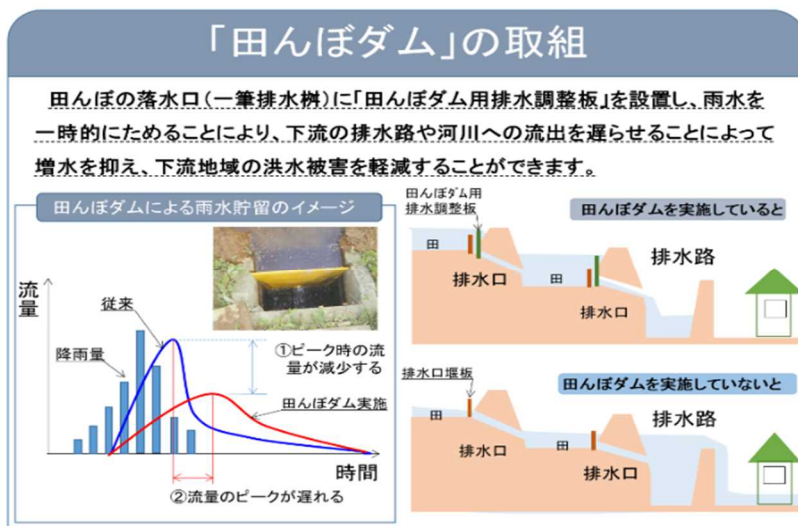
○土砂崩壊防止機能: 耕作が続けられることで、雨水が田畑に貯留され地下水が急激に増えないため土砂崩れを起きにくくする機能

○土砂浸食防止機能: 田畑の作物や田に張られた水が雨や風から土壌を守り、下流域に土壌が流出するのを防ぐ機能

【図表-52】活動組織の評価 (未取組の場合の遊休農地発生または面積拡大について)



【図表-53】「田んぼダム」の取組について



（参考１）遊休農地の発生防止効果に関する試算

- 本対策の活動として「遊休農地発生防止のための保全管理」があり、取組がされなかった場合、5年間で533～858haの遊休農地が発生していたと推定できる。
- この面積の農用地が遊休農地となったと仮定した場合、当該農用地を耕作可能地として回復するために要する費用は、約3.0～4.7億円に相当する。

遊休農地の発生防止面積および効果の推定

（１）試算方法

遊休農地の発生防止効果は、（遊休農地の復元に要する経費）×（遊休農地の発生防止面積）で算定する。

（２）諸元

本効果の試算に関する諸元については、以下のとおり。

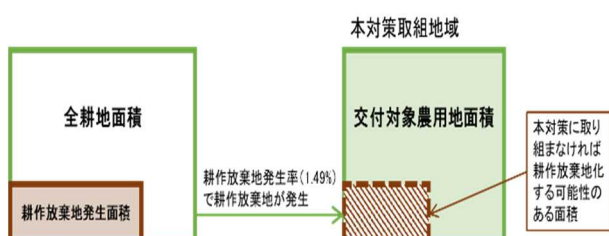
（遊休農地の発生防止面積の推定方法①）

$$\begin{aligned} \text{遊休農地の発生防止面積} &= (\text{全耕地面積からみた遊休農地発生率}) \times (\text{交付対象面積 (R1)}) \\ &= 1.49\% \times 35,746\text{ha} \div 533\text{ha} \end{aligned}$$

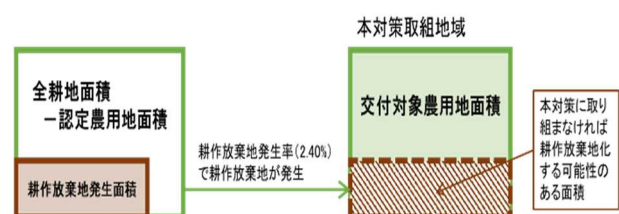
（遊休農地の発生防止面積の推定方法②）

$$\begin{aligned} \text{遊休農地の発生防止面積} &= (\text{未取組地域の耕地面積からみた遊休農地発生率}) \times (\text{交付対象面積 (R1)}) \\ &= 2.40\% \times 35,746\text{ha} \div 858\text{ha} \end{aligned}$$

①全耕地面積からみた遊休農地発生率



②未取組地域の耕地面積からみた遊休農地発生率



上記推定方法により、遊休農地の発生防止面積は、①で533ha、②で858haとなる。

遊休農地の復元に要する経費＝54,650円/10a（農研機構「多年生雑草が優先した耕作放棄畑の復元方法」より）

(3) 計算式

(遊休農地の復元に要する経費) × (遊休農地の発生防止面積) = 54,650 円/10a × 533~858ha = 3.0~4.7 億円

(4) まとめ

○本交付金による遊休農地の発生防止面積は、533~858ha と推定。

○これらの面積の遊休農地を耕作可能な農地として回復するための費用は、3.0~4.7 億円と算定した。

(参考2) 水田の貯留機能向上活動による洪水防止効果に関する試算

- 水田の貯留機能向上活動に取り組むことにより、取り組まなかった場合より平均 10cm 多く水深を確保することが可能となり、増加する貯水量は約 74 千 m³ と推定。
- この取組による洪水防止効果を治水ダムの減価償却費および維持管理費に評価すると、年額約 25 百万円に相当する。

水田の貯留機能向上活動による洪水防止効果の推定

(1) 試算方法

水田の貯留機能向上活動による洪水防止効果は、

(取組により増加する有効貯水量) × ((有効貯水量当たりダム減価償却費) + (有効貯水量当たりダム維持管理費))
で算定する。

(2) 諸元

本効果の試算に関する諸元については、以下のとおり。

(水田の貯留機能向上活動に取り組んでいる面積)

= 水田の貯留機能向上活動に取り組んでいる対象組織の交付農用地面積 (田) の合計
× 交付対象農用地に対する取組面積の割合 (聞き取り調査による)
× 本地率 (農地面積に対する畦畔や法面を除いた水田面積の割合)
= 262ha × 30% × 94% ≒ 74ha

(取組により増加する水深) = 平均 10cm (国の聞き取り調査による)

(取組により増加する有効貯水量)

= (水田の貯留機能向上活動に取り組んでいる面積) × (取組により増加する水田の水深)
= 74ha × 10cm ≒ 74 千 m³

(有効貯水量当たりダム減価償却費) = (治水ダム建設費) × i × (1 + i)ⁿ / [(1 + i)ⁿ - 1] = 332 円/ m³

治水ダム建設費 = 7,945 円/ m³

(「ダム年鑑 2018」(日本ダム協会) より、竣工年が 2010 年以降の洪水調節用ダムおよび農地防災ダムの平均)

耐用年数 (n) = 80 年、利子率 (i) = 0.04 (土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数 (H28.3))

(有効貯水量当たりダム維持管理費) = 2.34 円/ m³ (「基幹水利施設整備状況調査」(平成 7 年) のデータから算定)

(3) 計算式

(取組により増加する有効貯水量) × [(有効貯水量当たりダム減価償却費) + (有効貯水量当たりダム維持管理費)]
= 74 千 m³ × (332 円/m³ + 2.34 円/m³) = 約 25 百万円

(4) まとめ

○水田の貯留機能向上活動により増加する有効貯水量は、約 74 千 m³ と推定。

○これらの貯水量を治水ダムの減価償却費および維持管理費により評価すると、年額約 25 百万円に相当するものと算定した。

◆「水源涵養」効果について

- 本対策の活動により、農業・農村の有する多面的機能のうち「水源の涵養」の維持・発揮および増進が図られている。活動に取り組まなかった場合、遊休農地の発生や農業用施設の機能低下が生じていたことが想定され、「地下水涵養機能」等の維持・発揮に支障を生じていた恐れがある。

「水源の涵養」の維持・発揮

- ◆ 農地維持支払に取り組む 35,746ha の農用地においては、農用地や農業用施設が適切に保全管理され、地下水涵養機能や河川流況安定機能が維持・発揮。
 (参考) 交付対象農用地面積の内訳
 田:34,590ha 畑:1,110ha 草地:46ha
 保全管理されている水路延長:8,215km

「水源の涵養」の増進

- ◆ 3 組織で、営農以外の目的での農用地の湛水や、収穫後の耕起など、水田の地下水涵養機能向上活動を実施し、地下水涵養機能を増進。

+

○地下水涵養機能：：田畑に貯留した雨水やかんがい用水が、地下にゆっくりと浸透して地下水となる機能。地下水は良質な水として下流地域の生活用水等に活用される。

○河川流況安定機能：田畑に貯留した雨水やかんがい用水が、水路を通じて、また地下水としてゆっくりと河川に還元されることにより、河川の流れを常に安定に保つ機能。



(参考3) 遊休農地発生防止による地下水涵養効果に関する試算

- 遊休農地の発生防止により維持される地下水涵養は 99～159 千 m³ と推定。
 ○ これを利水ダムの減価償却費および維持管理費により評価すると、年額約 26～42 百万円に相当する。

遊休農地の発生を防止したことによる地下水涵養効果の推定

(1) 試算方法

遊休農地の発生を防止したことにより維持される地下水涵養効果は、

(遊休農地の発生防止により維持される地下水涵養量) × (有効貯水量当たり利水ダム減価償却費) + (有効貯水量当たり利水ダム維持管理費) で算定する。

(2) 諸元

本効果の試算に関する諸元については、以下のとおり。

(地下水利用量(農業利用除く)) = 総地下水利用量 - 農業用地下水利用量 = 76.8 億 m³

総地下水利用量 = 105.5 億 m³ (「H30 年版日本の水資源」(国土交通省))

農業用地下水利用量 = 28.7 億 m³ (「H30 年版日本の水資源」(国土交通省))

(水田かんがい地下水涵養量(m³)) = 減水深(m) × かんがい日数(日) × 水稲作付面積(m²) = 約 322.3 億 m³

減水深：(整備水田) = 22.8mm、(未整備水田) = 19.0mm (農林水産省地域計画課調べ)

かんがい日数 = 田植期～出穂期 + 30 日 = 105 日 (作物統計より H29 年度の全国平均)

水稲作付面積 = 146.9 万 ha (令和元年度水稲作付面積(農林水産統計_R2.9.2 公表))

(総地下水涵養量(m³)) = 年降水量(m) × 地下水涵養率 × 国土面積(m²) = 約 1,818 億 m³

年降水量 = 1,718mm (「H30 年版日本の水資源」(国土交通省)より 1986 年～2015 年の全国約 1,300 地点の年平均降水量)

地下水涵養率 = 0.28 (山本(1992))、国土面積(m²) = 37,800 億 m² = 378 千 km² (外務省 HP)

(水田地下水涵養率) = (水田かんがい地下水涵養量(m³)) / (総地下水涵養量(m³)) = 17.7%

(地下水涵養量) = (地下水利用量(農業利用除く)) × (水田地下水涵養率) = 76.8 億 m³ × 17.7% = 13.6 億 m³

(遊休農地面積(田)) = 533～858ha/5 年 = 約 107～172ha/年

(遊休農地の発生防止により維持される地下水涵養量) = (地下水涵養量) × (遊休農地面積(田)) / (水稲作付面積)
= 13.6 億 m³ × (107～172ha) / 146.9 万 ha
= 99～159 千 m³

(有効貯水量当たり利水ダム減価償却費) = (利水ダム建設費) × i × (1+i)ⁿ / [(1+i)ⁿ - 1] = 258 円/ m³

利水ダム建設費：6,162 円/ m³

(「ダム年鑑 2018」(日本ダム協会)より、竣工年が 2010 年以降の上水専用ダムおよび上水道関連ダムの平均)

耐用年数(n)：80 年、利子率(i) = 0.04 (土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数(H28.3))

(有効貯水量当たり利水ダム維持管理費) = 2.34 円/ m³ (「基幹水利施設整備状況調査」(平成 7 年)のデータから算定)

(3) 計算式

(遊休農地の発生防止により維持される地下水涵養量) × { (有効貯水量当たり利水ダム減価償却費) + (有効貯水量
当たり利水ダム維持管理費) }

= 99～159 千 m³ × (258 円/m³ + 2.34 円/m³) = 約 26～42 百万円

(4) まとめ

○ 遊休農地の発生防止により維持される地下水涵養量は、99～159 千 m³ と推定。

○ この涵養量を利水ダムの減価償却費および維持管理費により評価すると、年額約 26～42 百万円に相当するものと算定した。

◆「自然環境の保全」効果について

- 本対策の活動により、農業・農村の有する多面的機能のうち「自然環境の保全」の維持・発揮および増進が図られている。活動に取り組まなかった場合、遊休農地の発生や多様な生物が生息する環境の喪失が想定され、「自然環境保全機能」の維持・発揮に支障を生じていた恐れがある。
- 本県においては、「水質保全」および「生態系保全」を必須の取組としていることから、対象地域全域で自然環境の保全が地域ぐるみで図られている。
- 対象組織において、本対策が自然環境保全機能に一定の役割を果たしていることを確認した。【図表-54～55】

「自然環境の保全」の維持・発揮

- ◆ 資源向上支払（共同活動）に取り組む493組織（34,032ha）においては、「水質保全」および「生態系保全」に取り組まれており、農用地や農業用施設が適切に保管理され、自然環境の保全にかかる機能が維持・発揮。

（参考）交付対象農用地面積の内訳

田:32,913ha 畑:1,073ha 草地:46ha



水守当番（排水・漏水調査）



透視度調査（排水流末の定点観測）



生きものの調査・観察会



フナの子稚魚が育成する水田

「自然環境の保全」の増進

- ◆ 堰上げ式魚道や一筆魚道の設置、水田内水路の設置など、生物（魚類等）の生息環境や移動経路の確保のための活動を実施。（10組織、450ha）
- ◆ このほか、ワンドの設置、ビオトープ水田の整備、水路からの脱出施設の設置、冬みず田んぼの実践などの生態系保全にかかる活動を実施し、自然環境保全機能を増進。

《活動状況》



水路魚道の設置（堰上げ式）



水路魚道の設置（一筆型）



水田内水路の実施



水路からの脱出施設設置

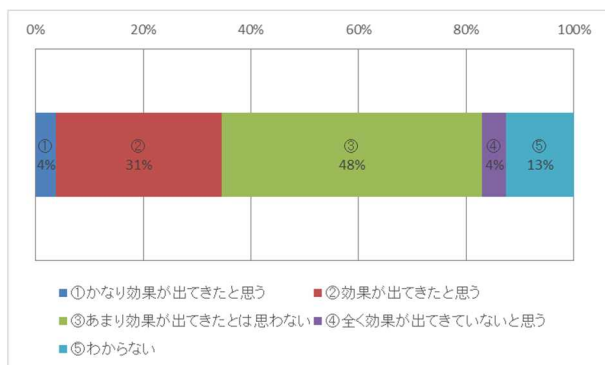


ビオトープ水田の整備

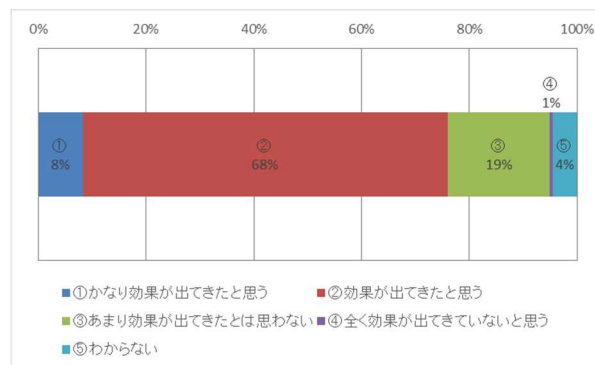


のぼり旗・啓発看板の設置

【図表-54】生態系保全にかかる効果について



【図表-55】水質保全にかかる効果について



◆「良好な景観の形成」効果について

- 本対策の活動により、農業・農村の有する多面的機能のうち「良好な景観の形成」の維持・発揮および増進が図られている。活動に取り組まなかった場合、遊休農地の発生により美しい田園風景が損なわれていたことが想定され、景観形成機能の維持・発揮に支障を生じていた恐れがある。
- 対象組織において、本対策が良好な景観の形成に一定の役割を果たしている。【図表-56】

「良好な景観の形成」の維持・発揮

- ◆ 本対策に取り組むことにより、農用地や農業用施設が適切に保安全管理され、景観形成機能が維持・発揮。

景観形成機能：農村地域で、農業が営まれることにより、
田畑に育った作物と農家の家屋、その周辺の
水辺や里山が一体となって美しい田園
風景を形成する機能。



適切に管理された農地



グランドカバープランツの設置



棚田のある農村風景



良好な景観を形成する棚田

+

「良好な景観の形成」の増進

- ◆ 194 組織で、景観形成のための施設への植栽等を実施し、景観形成機能を増進。
- ◆ 219 組織で施設等の定期的な巡回点検・清掃活動を実施し、景観形成機能を増進。

《活動状況》

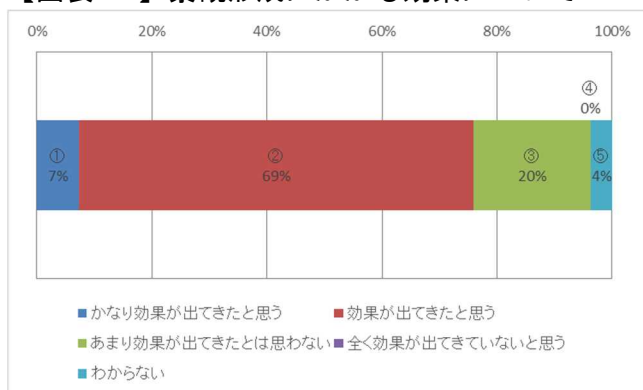


農道法面への植栽



地域住民による巡回点検・清掃

【図表-56】景観形成にかかる効果について



◆「文化の継承」効果について

- 本対策の活動により、農業・農村の有する多面的機能のうち「文化の伝承」の維持・発揮および増進が図られている。活動に取り組まなかった場合、伝統的施設や農法の保全にかかる農用地や農業用施設が適切に保全管理されず、無形文化財等の農村文化の喪失が想定され、文化の伝承機能の維持・発揮に支障を生じていた恐れがある。

「文化の伝承」の維持・発揮

- ◆ 本交付金の活動に取り組むことにより、伝統的施設、農法の保全等にかかる農用地や農業用施設が適切に保全管理され、文化の伝承機能が維持・発揮。

文化の伝承機能：五穀豊穡祈願や収穫を祝うもの等、稲作をはじめとする農業に由来する伝統行事や祭り等を通じて、地域において永きにわたり文化を伝承する機能。

+

「文化の伝承」の増進

- ◆ 27 組織で、農業に由来する行事の継承等に新たに地域住民や都市住民等が参加するなど、文化の伝承機能が維持・発揮および増進。

《活動状況》



収穫体験・収穫祭



はさ掛け作業の体験



昔の農機具「とうみ」を使った脱穀選別作業の体験

VII. まとめ「本対策における課題と今後の取組方針」

1. 本対策における課題

- ◆活動組織構成員の高齢化による参加者減少や後継者不足等により活動の継続が困難となっており、持続的な活動とするために活動組織の体制強化が必要。
- ◆書類作成等事務処理に多くの時間と労力を要し、円滑な活動の支障になっているという声も聞かれることから、事務の効率化・合理化による事務負担の軽減が必要。
- ◆農業水利施設の多くが琵琶湖総合開発において集中的に整備され、そのほとんどが整備後 30 年以上経過するなど老朽化が進行する農業水利施設の長寿命化対策が必要。

○農地維持支払の取組は、前述の「IV. 交付状況の点検【取組の分析・検証】1. 近年の取組の状況」のとおり、平成 30 年度まで年々増加傾向にあったが、令和元年度に 887ha（38 組織）減少したことから、活動継続断念組織に対し調査を行ったところ、「構成員の高齢化による参加者の減少」、「後継者不足」、「役員の担い手不足」、「申請・報告のための事務処理が負担」等

が活動継続断念の主な原因であった。

○また、活動するうえで必要となる書類の作成等事務の負担感の増大が活動に影響を及ぼしているという声もあり、今後、活動組織の広域化、土地改良区等との連携、事務システム導入促進など事務負担軽減に向けた取組が必要となっている。

○「人・農地プラン」策定済みあるいは策定に向けた取組を行っており、かつ、本対策に未取組である集落に対するアンケート調査では、未取組の理由として「過疎・高齢化等が進む中5年間の対策に取り組めるか不安」、「住民の協力が得られない」、「リーダー等の成り手不在」など「人」に関する理由が約7割を占めていた。

○本県の農業水利施設の多くが琵琶湖総合開発において集中的に整備され、そのほとんどが整備後30年以上経過するなど老朽化が進行する中、他事業も活用しながら地域の実情に応じた農業水利施設の長寿命化対策を図っていく必要がある。

2. 今後の取組方針

◎引き続き、本対策により地域の共同活動を支援し、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮や農家への農地集積といった構造改革の後押しなど、多様な効果発現を着実に図っていく。

◆地域資源が持続的に保全管理されるよう、多様な主体の参画促進や活動組織の広域化を進めるなど更なる体制強化を支援。

◆地域に寄り添いながら、地域の悩みや課題解決に向けた事務・技術研修会や説明会などの支援に市町や推進協議会と連携し継続して取り組む。

◆農業水利施設の長寿命化対策については、他事業の活用も視野に入れながら、地域の実情に応じた長寿命化対策の推進を図る。